

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2026年4月15日 提出

【計算期間】 第24期（自 2025年7月16日 至 2026年1月15日）

【ファンド名】 NZAM 上場投信 TOPIX Ex - Financials

【発行者名】 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 八木 正展

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南一丁目6番5号

【事務連絡者氏名】 田原 輝行

【連絡場所】 東京都千代田区九段南一丁目6番5号

【電話番号】 03-5210-8500

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「配当込みTOPIX Ex-Financials」（以下「対象株価指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的とします。

一般社団法人 資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 資産運用業協会のホームページ<<https://www.imaj.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型投信	海外	不動産投信	MRF	特殊型
	内外	その他資産()	ETF	
		資産複合		

追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	日経225
		日本	
	年2回	北米	
債券	年4回	欧州	TOPIX
	年6回 (隔月)	アジア	
		オセアニア	
	年12回 (毎月)	中南米	
		中東米	
不動産投信	日々	アフリカ	その他 (配当込みTOPIX Ex-Financials)
その他資産()		中近東 (中東)	
資産複合()	その他 ()	エマージング	

株式(一般):大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

その他

(配当込みTOPIX Ex-Financials):目論見書又は投資信託約款において、配当込み TOPIX Ex-Financials に連動する運用成果を目指す旨の記載があること。

< 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金50兆円に相当する有価証券および金銭を限度として追加信託することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

< ファンドの特色 >

ファンドの目的

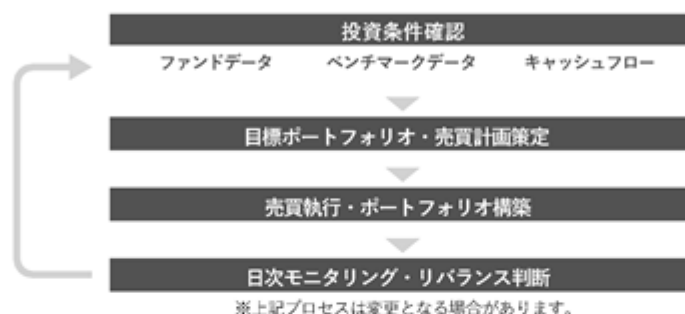
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を配当込みTOPIX Ex-Financialsの変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

配当込みTOPIX Ex-Financialsの動きに連動する投資成果をめざし、TOPIX Ex-Financialsに採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

< 運用プロセスのイメージ図 >



TOPIX Ex-Financials

■ TOPIX Ex-Financialsは、東証株価指数（TOPIX）から、「保険業」、「銀行業」、「証券、商品先物取引業」、「その他金融業」を除いた29業種の株式全銘柄を算出の対象としています。

※上記の29業種に属する場合であっても、銀行法第2条13項に定める「銀行持株会社」、保険業法第2条16項に定める「保険持株会社」である銘柄については、TOPIX Ex-Financialsの算出対象から除外します。

指数の著作権等について

- ・「TOPIX Ex-Financials」および「配当込みTOPIX Ex-Financials」（以下「各指数」）の指数値および各指数に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。
- ・J P Xは、各指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、各指数の指数値の算出もしくは公表の停止または各指数に係る標章または商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・J P Xは、各指数の指数値および各指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の各指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・J P Xは、各指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・J P Xは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・J P Xは、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを各指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、J P Xは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

1 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

2 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

3 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎計算期間末（毎年1月、7月の各15日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

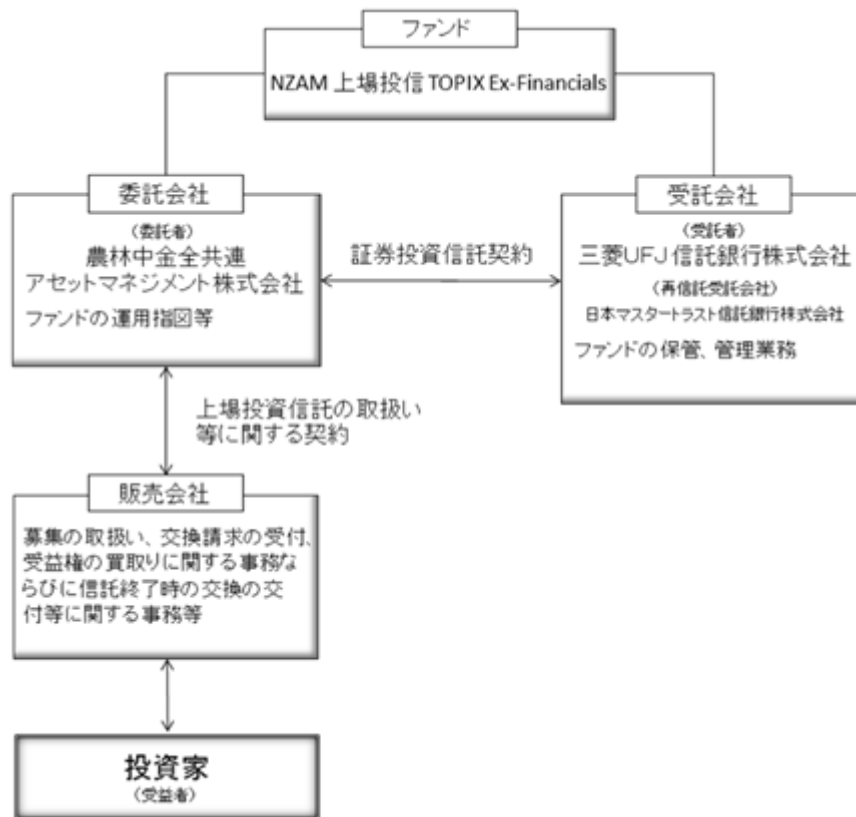
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

（2）【ファンドの沿革】

- 2014年2月6日 有価証券届出書の提出
- 2014年3月6日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日
- 2014年3月7日 受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（2026年1月30日現在）

資本金の額

1,466百万円

沿 革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 66.66%

全国共済農業協同組合連合会 33.34%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

運用の基本方針（約款第19条）

委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、次に掲げる運用の基本方針に従って、その指図を行います。

- 1．この信託は、投資信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を組入れることを原則とします。
- 2．上記1．の基本方針に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- 3．市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。
- 4．投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式の貸付けを行うことができるものとします。

「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

（2）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類（約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲（約款第18条）

委託者は、投資信託財産を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株式

2．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、投資信託財産を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

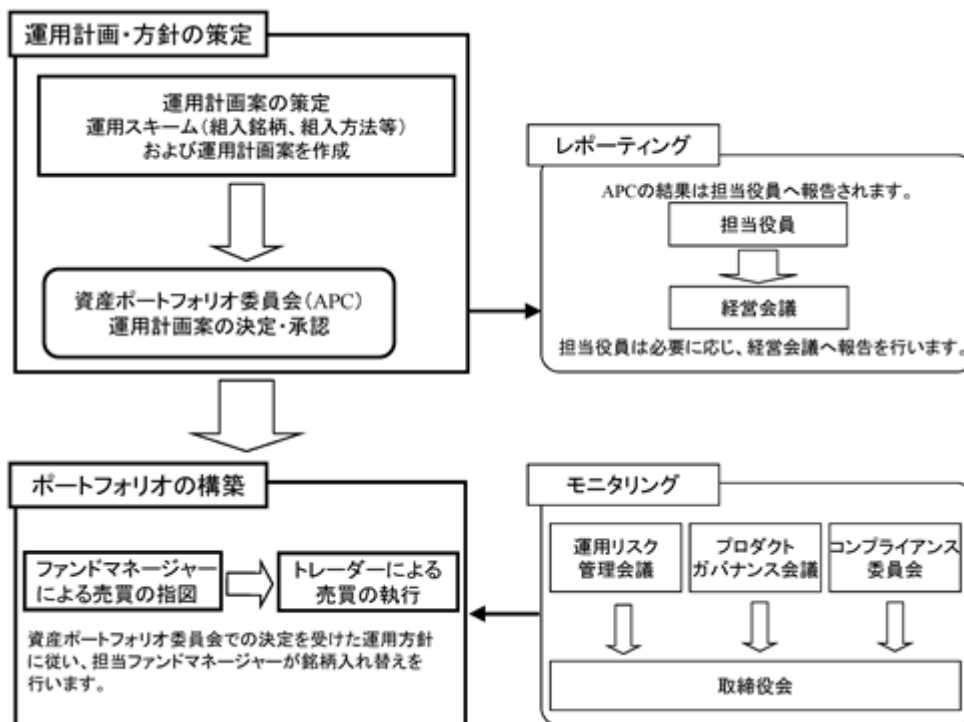
3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

（3）【運用体制】

1．運用体制

当ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



< 資産ポートフォリオ委員会（APC） >

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	120名程度 (うち 投資判断に携わる者 90名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部	30名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針（約款第20条）

毎計算期末（原則として1月、7月の各15日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

収益の分配にあてなかった利益については、約款第19条の規定に基づいて運用を行います。

b. 収益の分配（約款第35条）

信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、約款第33条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託

財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができません。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

毎計算期末に投資信託財産から生じた次の1.に掲げる利益の合計額は、次の2.に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

（5）【投資制限】

a. 株式への投資制限（約款第19条）

株式への投資割合には、制限を設けません。

b. 投資する株式等の範囲（約款第22条）

委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式等については、この限りではありません。

第1項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

c. 外貨建資産への投資制限（約款第19条）

外貨建資産への投資は、行いません。

d. 先物取引等の運用指図（約款第19条、約款第23条）

運用の基本方針に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

なお、委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国のこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

e. デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第23条の2）

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

f. 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第23条の3）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

g. 株式の貸付けの指図および範囲（約款第24条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けるとの指図をすることができるものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、株式の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

h. 株式売却等の指図（約款第27条）

委託者は、投資信託財産に属する株式の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図（約款第28条）

委託者は、前条(上記h.)の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j. デリバティブ取引に係る制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。

k. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

乖離リスク

当ファンドは、対象株価指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象株価指数の動きと乖離が生じます。

イ. 対象株価指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

ロ. 組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

ハ. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること

ニ. 対象株価指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと

ホ. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象株価指数との間に価格差があること

ヘ. 信託報酬等のコスト負担があること

対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。

有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

(2) その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

(3) 投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理(ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等)を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[コンプライアンス委員会]

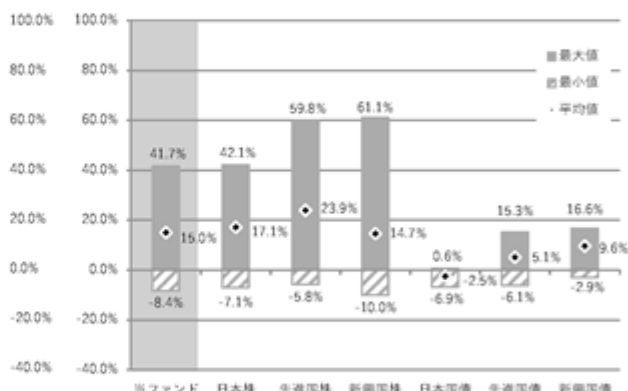
原則として年4回開催し、ファンドの法令等(法令、協会ルール、信託約款等)の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

- 2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

- 2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 - すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 - 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 - 各資産クラスの指数
 日本株：配当込みTOPIX
 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI 国債
 先進国債：FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債：FTSE 新興国市場国債インデックス(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI 国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCI コクサイ・インデックス」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE 世界国債インデックス (除く日本)」、「FTSE 新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

交換手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が個別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

交換手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。

1. 投資信託財産の純資産総額に年率0.121%（税抜0.11%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、委託者と受託者の配分については下記のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	受託者	合計
0.082%	0.028%	0.11%

2. 投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。

ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、委託者と受託者の配分は4：1とします。

信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。監査費用は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用¹および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料²ならびにこれらに係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

1 本書提出日現在、受益権の上場に係る費用は以下のとおりです。

・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。

・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

2 本書提出日現在、商標使用料は投資信託財産の純資産総額に、年0.033%（税抜0.030%）以内を乗じて得た額

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益権の売却時

売却時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

収益分配金の受取時

収益分配金については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

損益通算について

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金の受取時

収益分配金については、税率15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）が適用されます。益金不算入制度の適用があります。なお、税額控除が適用されます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

（注意）

税制が改正された場合等には、上記の内容（2026年1月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■参考情報：ファンドの総経費率

直近の財務諸表作成の対象期間（2025年7月16日～2026年1月15日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率		②その他費用の比率	
	0.16%		0.04%	
	①運用管理費用の比率	0.12%	②その他費用の比率	0.04%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた額で除した総経費率（年率）です。

5【運用状況】

2026年1月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,626,679,530	99.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		33,169,258	0.91
合計(純資産総額)		3,659,848,788	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	45,600	3,714.00	169,358,400	3,504.00	159,782,400	4.37
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	22,000	5,358.00	117,876,000	5,361.00	117,942,000	3.22
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	29,600	3,904.00	115,558,400	3,454.00	102,238,400	2.79
4	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,800	42,590.00	76,662,000	41,310.00	74,358,000	2.03
5	日本	株式	三菱商事	卸売業	18,100	4,138.00	74,897,800	4,097.00	74,155,700	2.03
6	日本	株式	三菱重工業	機械	16,200	4,800.00	77,760,000	4,519.00	73,207,800	2.00
7	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	16,500	4,051.00	66,841,500	4,253.00	70,174,500	1.92
8	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	2,700	22,490.00	60,723,000	25,505.00	68,863,500	1.88
9	日本	株式	三井物産	卸売業	13,000	5,148.00	66,924,000	5,035.00	65,455,000	1.79
10	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	30,500	2,101.00	64,080,500	1,971.00	60,115,500	1.64
11	日本	株式	任天堂	その他製品	5,400	10,450.00	56,430,000	10,055.00	54,297,000	1.48
12	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	6,500	9,240.00	60,060,000	8,100.00	52,650,000	1.44
13	日本	株式	キーエンス	電気機器	900	60,910.00	54,819,000	56,440.00	50,796,000	1.39
14	日本	株式	三菱電機	電気機器	9,500	5,079.00	48,250,500	4,830.00	45,885,000	1.25
15	日本	株式	HOYA	精密機器	1,700	25,610.00	43,537,000	25,870.00	43,979,000	1.20
16	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	7,600	5,176.00	39,337,600	5,242.00	39,839,200	1.09
17	日本	株式	信越化学工業	化学	7,600	5,655.00	42,978,000	5,129.00	38,980,400	1.07
18	日本	株式	NTT	情報・通信業	236,100	159.50	37,657,950	154.90	36,571,890	1.00
19	日本	株式	丸紅	卸売業	6,900	5,143.00	35,486,700	5,115.00	35,293,500	0.96
20	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	600	64,010.00	38,406,000	58,800.00	35,280,000	0.96
21	日本	株式	富士通	電気機器	8,000	4,636.00	37,088,000	4,283.00	34,264,000	0.94
22	日本	株式	住友商事	卸売業	5,400	6,132.00	33,112,800	6,249.00	33,744,600	0.92
23	日本	株式	KDDI	情報・通信業	12,100	2,661.00	32,198,100	2,606.50	31,538,650	0.86
24	日本	株式	日本電気	電気機器	5,700	5,922.00	33,755,400	5,210.00	29,697,000	0.81
25	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	18,600	1,651.00	30,708,600	1,555.00	28,923,000	0.79
26	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	138,300	216.70	29,969,610	209.00	28,904,700	0.79
27	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	5,100	5,830.00	29,733,000	5,581.00	28,463,100	0.78
28	日本	株式	ディスコ	機械	400	59,100.00	23,640,000	66,190.00	26,476,000	0.72
29	日本	株式	村田製作所	電気機器	8,200	3,400.00	27,880,000	3,136.00	25,715,200	0.70
30	日本	株式	ファナック	電気機器	4,100	6,750.00	27,675,000	6,269.00	25,702,900	0.70

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.45
		建設業	2.95
		食料品	3.20
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.17
		化学	5.30
		医薬品	4.28
		石油・石炭製品	0.64
		ゴム製品	0.72
		ガラス・土石製品	0.74
		鉄鋼	0.94
		非鉄金属	2.16
		金属製品	0.55
		機械	7.54
		電気機器	22.10
		輸送用機器	8.10
		精密機器	2.31
		その他製品	2.72
		電気・ガス業	1.58
		陸運業	2.52
		海運業	0.61
		空運業	0.35
倉庫・運輸関連業	0.16		
情報・通信業	7.75		
卸売業	9.46		
小売業	4.91		
不動産業	2.36		
サービス業	4.01		
合計			99.09

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		東京証券取引所 取引価格（円）
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第5計算期間末（2016年 7月15日）	29,955,477,917	30,262,775,794	1,150.27	1,162.07	1,179
第6計算期間末（2017年 1月15日）	25,238,657,003	25,495,121,036	1,318.70	1,332.10	1,225
第7計算期間末（2017年 7月15日）	24,022,256,537	24,274,659,550	1,399.06	1,413.76	1,229
第8計算期間末（2018年 1月15日）	39,376,665,963	39,621,519,071	1,624.26	1,634.36	1,569
第9計算期間末（2018年 7月15日）	17,226,502,544	17,525,544,494	1,503.51	1,529.61	1,528
第10計算期間末（2019年 1月15日）	20,725,540,045	20,979,925,561	1,336.16	1,352.56	1,310
第11計算期間末（2019年 7月15日）	29,646,544,054	29,964,875,951	1,378.34	1,393.14	1,375
第12計算期間末（2020年 1月15日）	22,208,298,131	22,585,531,846	1,507.11	1,532.71	1,538
第13計算期間末（2020年 7月15日）	19,308,656,811	19,517,648,846	1,404.32	1,419.52	1,391
第14計算期間末（2021年 1月15日）	52,435,756,743	52,626,478,545	1,649.60	1,655.60	1,647
第15計算期間末（2021年 7月15日）	20,569,542,297	21,043,455,048	1,701.42	1,740.62	1,718
第16計算期間末（2022年 1月15日）	17,336,027,579	17,485,939,058	1,711.50	1,726.30	1,717
第17計算期間末（2022年 7月15日）	15,002,306,248	15,188,229,969	1,638.02	1,658.32	1,643.5
第18計算期間末（2023年 1月15日）	13,153,061,487	13,317,528,430	1,607.48	1,627.58	1,626
第19計算期間末（2023年 7月15日）	8,100,271,291	8,261,916,338	1,894.21	1,932.01	1,881
第20計算期間末（2024年 1月15日）	9,058,600,740	9,138,140,366	2,118.31	2,136.91	2,122
第21計算期間末（2024年 7月15日）	3,062,987,971	3,093,656,600	2,367.01	2,390.71	2,338
第22計算期間末（2025年 1月15日）	2,816,956,787	2,845,166,750	2,176.88	2,198.68	2,204.5
第23計算期間末（2025年 7月15日）	2,954,813,504	2,988,458,414	2,283.41	2,309.41	2,293
第24計算期間末（2026年 1月15日）	3,763,504,559	3,794,949,609	2,908.35	2,932.65	2,761
2025年 1月末日	2,916,208,926		2,253.58		2,204.5
2月末日	2,798,323,523		2,162.48		2,161.5
3月末日	2,787,078,609		2,153.79		2,161.5
4月末日	2,832,300,193		2,188.74		2,080
5月末日	2,957,777,890		2,285.70		2,186
6月末日	3,026,602,110		2,338.89		2,293
7月末日	3,070,424,694		2,372.75		2,293
8月末日	3,194,707,015		2,468.79		2,528.5
9月末日	3,287,696,125		2,540.65		2,450
10月末日	3,530,731,881		2,728.47		2,595
11月末日	3,551,515,525		2,744.53		2,650
12月末日	3,562,389,272		2,752.93		2,698.5
2026年 1月末日	3,659,848,788		2,828.25		2,699.5

(注) 計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示していません。終値がない場合には、その直近値を表示しています。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第5計算期間末	2016年 1月16日～2016年 7月15日	11.80
第6計算期間末	2016年 7月16日～2017年 1月15日	13.40
第7計算期間末	2017年 1月16日～2017年 7月15日	14.70
第8計算期間末	2017年 7月16日～2018年 1月15日	10.10
第9計算期間末	2018年 1月16日～2018年 7月15日	26.10
第10計算期間末	2018年 7月16日～2019年 1月15日	16.40
第11計算期間末	2019年 1月16日～2019年 7月15日	14.80
第12計算期間末	2019年 7月16日～2020年 1月15日	25.60
第13計算期間末	2020年 1月16日～2020年 7月15日	15.20
第14計算期間末	2020年 7月16日～2021年 1月15日	6.00
第15計算期間末	2021年 1月16日～2021年 7月15日	39.20
第16計算期間末	2021年 7月16日～2022年 1月15日	14.80
第17計算期間末	2022年 1月16日～2022年 7月15日	20.30
第18計算期間末	2022年 7月16日～2023年 1月15日	20.10
第19計算期間末	2023年 1月16日～2023年 7月15日	37.80
第20計算期間末	2023年 7月16日～2024年 1月15日	18.60
第21計算期間末	2024年 1月16日～2024年 7月15日	23.70
第22計算期間末	2024年 7月16日～2025年 1月15日	21.80
第23計算期間末	2025年 1月16日～2025年 7月15日	26.00
第24計算期間末	2025年 7月16日～2026年 1月15日	24.30

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第5計算期間末	2016年 1月16日～2016年 7月15日	2.6
第6計算期間末	2016年 7月16日～2017年 1月15日	15.8
第7計算期間末	2017年 1月16日～2017年 7月15日	7.2
第8計算期間末	2017年 7月16日～2018年 1月15日	16.8
第9計算期間末	2018年 1月16日～2018年 7月15日	5.8
第10計算期間末	2018年 7月16日～2019年 1月15日	10.0
第11計算期間末	2019年 1月16日～2019年 7月15日	4.3
第12計算期間末	2019年 7月16日～2020年 1月15日	11.2
第13計算期間末	2020年 1月16日～2020年 7月15日	5.8
第14計算期間末	2020年 7月16日～2021年 1月15日	17.9
第15計算期間末	2021年 1月16日～2021年 7月15日	5.5
第16計算期間末	2021年 7月16日～2022年 1月15日	1.5
第17計算期間末	2022年 1月16日～2022年 7月15日	3.1
第18計算期間末	2022年 7月16日～2023年 1月15日	0.6
第19計算期間末	2023年 1月16日～2023年 7月15日	20.2
第20計算期間末	2023年 7月16日～2024年 1月15日	12.8
第21計算期間末	2024年 1月16日～2024年 7月15日	12.9
第22計算期間末	2024年 7月16日～2025年 1月15日	7.1
第23計算期間末	2025年 1月16日～2025年 7月15日	6.1
第24計算期間末	2025年 7月16日～2026年 1月15日	28.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第5計算期間末	2016年 1月16日～2016年 7月15日	1,006,000		26,042,193
第6計算期間末	2016年 7月16日～2017年 1月15日		6,903,086	19,139,107
第7計算期間末	2017年 1月16日～2017年 7月15日		1,968,834	17,170,273
第8計算期間末	2017年 7月16日～2018年 1月15日	12,005,400	4,932,791	24,242,882
第9計算期間末	2018年 1月16日～2018年 7月15日	3,999,100	16,784,436	11,457,546
第10計算期間末	2018年 7月16日～2019年 1月15日	9,998,900	5,945,134	15,511,312
第11計算期間末	2019年 1月16日～2019年 7月15日	5,997,600		21,508,912
第12計算期間末	2019年 7月16日～2020年 1月15日	7,005,500	13,778,720	14,735,692
第13計算期間末	2020年 1月16日～2020年 7月15日		986,216	13,749,476
第14計算期間末	2020年 7月16日～2021年 1月15日	21,002,800	2,965,309	31,786,967
第15計算期間末	2021年 1月16日～2021年 7月15日	1,998,900	21,696,256	12,089,611
第16計算期間末	2021年 7月16日～2022年 1月15日		1,960,457	10,129,154
第17計算期間末	2022年 1月16日～2022年 7月15日		970,350	9,158,804
第18計算期間末	2022年 7月16日～2023年 1月15日		976,369	8,182,435
第19計算期間末	2023年 1月16日～2023年 7月15日		3,906,111	4,276,324
第20計算期間末	2023年 7月16日～2024年 1月15日			4,276,324
第21計算期間末	2024年 1月16日～2024年 7月15日		2,982,289	1,294,035
第22計算期間末	2024年 7月16日～2025年 1月15日			1,294,035
第23計算期間末	2025年 1月16日～2025年 7月15日			1,294,035
第24計算期間末	2025年 7月16日～2026年 1月15日			1,294,035

(注)解約口数は交換口数を表示しております。

<参考情報>

交付目論見書の運用実績（2026年1月末現在）

2026年1月末現在

基準価額・純資産の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期/年月日	分配金
20期 2024年1月15日	1,860円
21期 2024年7月15日	2,370円
22期 2025年1月15日	2,180円
23期 2025年7月15日	2,600円
24期 2026年1月15日	2,430円
設定来累計	43,550円

* 分配金のデータは、100口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

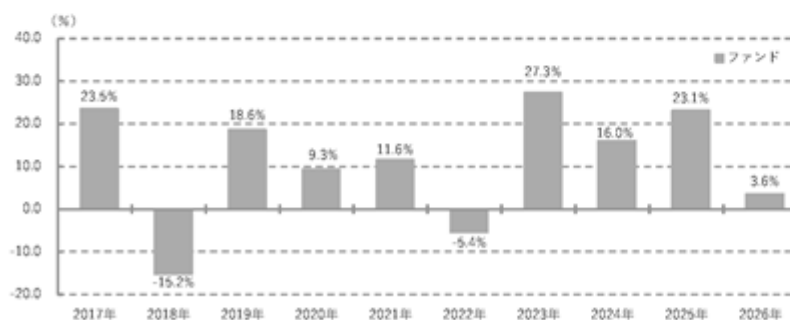
銘柄名	業種	組入比率 (%)
1 トヨタ自動車	輸送用機器	4.4
2 日立製作所	電気機器	3.2
3 ソニーグループ	電気機器	2.8
4 東京エレクトロン	電気機器	2.0
5 三菱商事	卸売業	2.0
6 三菱重工業	機械	2.0
7 ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.9
8 アドバンテスト	電気機器	1.9
9 三井物産	卸売業	1.8
10 伊藤忠商事	卸売業	1.6

* 組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位業種

業種	組入比率 (%)
1 電気機器	22.1
2 卸売業	9.5
3 輸送用機器	8.1
4 情報・通信業	7.7
5 機械	7.5
6 化学	5.3
7 小売業	4.9
8 医薬品	4.3
9 サービス業	4.0
10 食料品	3.2

年間収益率の推移



* ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

* 2026年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

* 最新の運用実績は、農林中金全連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

原則として、次に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことができます。

- 1．対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 2．対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
- 3．対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
- 4．計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
- 5．この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間
- 6．上記1．から上記5．のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

（2）取得申込

委託者の指定する販売会社は、その取得申込者に対し、約款第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込に応じることができるものとします。

受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。

委託者の指定する販売会社は受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日（午後3時30分を過ぎて申込みを受領した場合は翌営業日。ただし、取得の申込者が、対象株価指数の構成指数である株式の発行会社等である場合は午後2時30分までとします。）（約款第3条第1項の規定に係る取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として当該取得申込を受け付けます。

取得申込者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、上記の規定にかかわらず、原則として取得申込みに係る当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭をもって取得することができるものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、上記の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。

上記に該当する場合には、受益権の取得申込者は、委託者の指定する販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、委託者の指定する販売会社がすべての責を負うものとします。

上記の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに上記ただし書きおよび上記に規定する金銭の受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、約款第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた委託者の指定する販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する販売会社（委託者の指定する販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該委託者の指定する販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

上記から上記の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

（3）申込単位

1ユニット以上1ユニット単位

委託者は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の詳細（銘柄および数量）を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

1ユニットの受益権の口数は、1口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

（4）申込手数料

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（5）申込価額

100口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

原則として、取得申込みが午後3時30分までに行われたものを当該取得申込受付日の受付分とします。ただし、取得の申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合は午後2時30分までとします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金(解約)手続等】

(1)一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権(約款第52条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。)につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約の実行を請求することはできません。

(2)交換申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、当該受益権と当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

受益者が交換請求をするときは、委託者の指定する販売会社に対し、委託者が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行うものとします。

受益者は、2014年4月8日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(午後3時30分を過ぎて請求を受領した場合は翌営業日。ただし、交換の請求者が、対象株価指数の構成指数である株式の発行会社等である場合は午後2時30分までとします。)を交換請求受付日として、交換を請求することができます。

委託者は、交換に際し、投資信託財産に属する有価証券の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位(金融商品取引所が定める1売買単位をいいます。)の整数倍とします。

上記にかかわらず、委託者は、原則として、次に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。

1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
5. この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間
6. 上記1.から上記5.のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

上記の委託者の指定する販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。なお、約款第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該委託者の指定する販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続を行います。当該抹消に係る手続および約款第39条第4項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、約款第39条第1項または第2項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受託者は、約款第39条第1項または第2項の委託者の交換の指図に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および約款第39条第5項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。

委託者の指定する販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行うことができます。

上記により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして計算されるものとします。

委託者は、上記の請求を受け付けた場合には、当該請求に係る受益権と、当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券として委託者が指定するものとの交換を行うよう受託者に指図します。

上記の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、上記の請求に係る受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する有価証券(当該発行会社の株式を除きます。)を交換するよう受託者に指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、上記の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)に上記の交換請求に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。

上記に該当する場合には、交換請求を行う受益者は、委託者の指定する販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、委託者の指定する販売会社がすべての責を負うものとします。

受託者は、上記に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。ただし、約款第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、上記に掲げる交換の請求を受け付けた委託者の指定する販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、上記に掲げる手続にかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に上記の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。

委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(3) 受益権の買取り

委託者の指定する販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、次の2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

上記の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、委託者の指定する販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

上記の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記の規定に準じて計算されたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た100口当たりの金額をいいます。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
国内上場株式	原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価しております。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「農中Ex-F」です。）

<p>農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> https://www.ja-asset.co.jp/</p>

d. 追加信託金および受益権と有価証券の交換の計理処理（約款第37条）

追加信託に相当する金額（追加信託に係る有価証券の評価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

受益権と有価証券との交換にあたっては、交換に係る受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託は、期間の定めを設けません。ただし、約款第46条第1項、同条第2項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

信託の計算期間（約款第31条）

この信託の計算期間は、毎年1月16日から7月15日まで、7月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2014年7月15日までとし、最終計算期間の終了日は約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a．信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の解約（約款第46条）

委託者は、信託期間中において、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、2017年7月15日以降の受益権の口数が300万口を下ることとなった場合もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、信託期間中において次に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 1．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
- 2．対象株価指数が廃止された場合
- 3．対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が約款第51条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、上記1．に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

委託者は、上記の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとする場合、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができず。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記から上記までの規定は、上記の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記から上記までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（ハ）委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第48条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第51条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ニ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第50条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委

託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第47条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第51条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更等(約款第51条)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、上記の変更または併合(上記の変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記から上記までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記から上記までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c. 金融商品取引所への上場(約款第13条)

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

d. その他の契約の変更

<募集等に関する契約>

委託者と販売会社との間の上場投資信託の募集等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

e．運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく運用報告書の作成・交付は行いません。

<有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第49条）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第53条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

h．公告（約款第54条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

i．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第55条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

j．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

受託者は、計算期間終了日現在において、約款第16条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

受託者は収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成した者にこれを委託することができます。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が約款第16条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

受益者が、収益分配金について上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益者名簿の作成と名義登録（約款第16条）)

- 1．受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人

番号をいいます。以下同じ。)または法人番号(同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。)

(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。)その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

2. 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。)その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行業社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。
3. 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して上記1.の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
4. 上記3.に規定する名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

(ロ) 信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、投資信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

上記の交換は、委託者の指定する販売会社の営業所において行うものとします。

上記の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

対象株価指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、上記の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を買取を受託者に指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄り付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額(売却するのに必要な経費を控除した後の金額)とします。

上記の規定により投資信託財産が買取った受益権については、上記の個別銘柄時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。

委託者の指定する販売会社は、上記による交換を行うときは、当該受益者から委託者の指定する販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

上記の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行ないます。

委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権(約款第40条の規定により買取りの対象となった受益権を含みます。)を失効したのものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

上記および上記の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託者の指定する販売会社が買取りを行うことを原則とします。

1. 上記において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
2. 上記における一定口数に満たない振替受益権(取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。)

委託者の指定する販売会社は、上記の買取りを行うときは、委託者の指定する販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

信託終了に係る金銭は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者である委託者の指定す

る販売会社に支払います。なお、委託者の指定する販売会社は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託を終了するのと引換えに、信託終了に係る金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了時の交換について、信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(八) 反対者の買取請求権(約款第52条)

約款第46条に規定する信託契約の解約または約款第51条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(二) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権(投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項)

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(2025年7月16日から2026年1月15日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 2025年 7月15日現在	第24期 2026年 1月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	54,236,750	63,415,225
株式	2,932,014,615	3,728,880,280
未収配当金	4,568,367	5,449,078
未収利息	708	1,260
流動資産合計	2,990,820,440	3,797,745,843
資産合計	2,990,820,440	3,797,745,843
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	33,644,910	31,445,050
未払受託者報酬	437,717	522,580
未払委託者報酬	1,281,835	1,530,366
その他未払費用	642,474	743,288
流動負債合計	36,006,936	34,241,284
負債合計	36,006,936	34,241,284
純資産の部		
元本等		
元本	1,317,327,630	1,317,327,630
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,637,485,874	2,446,176,929
（分配準備積立金）	80,063	8,886
元本等合計	2,954,813,504	3,763,504,559
純資産合計	2,954,813,504	3,763,504,559
負債純資産合計	2,990,820,440	3,797,745,843

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期		第24期	
	自	2025年 1月16日 至 2025年 7月15日	自	2025年 7月16日 至 2026年 1月15日
営業収益				
受取配当金		35,891,505		34,055,507
受取利息		76,751		112,989
有価証券売買等損益		137,893,302		808,762,232
その他収益		2,100		1,611
営業収益合計		173,863,658		842,932,339
営業費用				
受託者報酬		437,717		522,580
委託者報酬		1,281,835		1,530,366
その他費用		642,479		743,288
営業費用合計		2,362,031		2,796,234
営業利益又は営業損失（ ）		171,501,627		840,136,105
経常利益又は経常損失（ ）		171,501,627		840,136,105
当期純利益又は当期純損失（ ）		171,501,627		840,136,105
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,499,629,157		1,637,485,874
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		33,644,910		31,445,050
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,637,485,874		2,446,176,929

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第23期 2025年 7月15日現在	第24期 2026年 1月15日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		第23期 2025年 7月15日現在	第24期 2026年 1月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	1,317,327,630円	1,317,327,630円
	期中追加設定元本額	- 円	- 円
	期中一部交換元本額	- 円	- 円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	1,294,035口	1,294,035口
3.	1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)	2,283.41円 (228,341円)	2,908.35円 (290,835円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第23期 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日		第24期 自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日	
	分配金の計算過程	A. 配当等収益額	35,970,356円	A. 配当等収益額
	B. 分配準備積立金額	116,648円	B. 分配準備積立金額	80,063円
	C. 配当等収益合計額 (A+B)	36,087,004円	C. 配当等収益合計額 (A+B)	34,250,170円
	D. 経費	2,362,031円	D. 経費	2,796,234円
	E. 収益分配可能額 (C - D)	33,724,973円	E. 収益分配可能額 (C - D)	31,453,936円
	F. 収益分配金	33,644,910円	F. 収益分配金	31,445,050円
	G. 次期繰越金 (分配準備積立金) (E - F)	80,063円	G. 次期繰越金 (分配準備積立金) (E - F)	8,886円
	H. 口数	1,294,035口	H. 口数	1,294,035口
	I. 100口当たり分配金 (F / H × 100)	2,600円	I. 100口当たり分配金 (F / H × 100)	2,430円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第23期 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日	第24期 自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 2025年 7月15日現在	第24期 2026年 1月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第23期(自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	138,222,986
合計	138,222,986

第24期(自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	818,348,065
合計	818,348,065

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

(単位:円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	100	4,935.00	493,500	
ニッスイ	1,200	1,155.00	1,386,000	
マルハニチロ	600	1,350.00	810,000	
ユキグニファクトリー	100	1,070.00	107,000	
カネコ種苗	100	1,554.00	155,400	
サカタのタネ	100	4,100.00	410,000	
ホクト	100	2,034.00	203,400	
住石ホールディングス	100	630.00	63,000	
日鉄鉱業	200	3,155.00	631,000	
I N P E X	4,000	3,286.00	13,144,000	
石油資源開発	700	2,047.00	1,432,900	
K & Oエナジーグループ	100	4,240.00	424,000	
ショーボンドホールディングス	800	1,418.00	1,134,400	
ミライト・ワン	400	3,777.00	1,510,800	
タマホーム	100	3,710.00	371,000	
安藤・間	700	2,013.00	1,409,100	
東急建設	400	1,372.00	548,800	
コムシスホールディングス	400	4,871.00	1,948,400	
ピーアールホールディングス	100	361.00	36,100	
高松コンストラクショングループ	100	4,195.00	419,500	
ヤマウラ	100	1,531.00	153,100	
オリエンタル白石	400	432.00	172,800	
大成建設	600	16,745.00	10,047,000	
大林組	2,700	3,600.00	9,720,000	
清水建設	2,300	2,906.50	6,684,950	
長谷工コーポレーション	800	3,267.00	2,613,600	
松井建設	100	1,590.00	159,000	
鹿島建設	1,900	6,596.00	12,532,400	
不動テトラ	100	3,080.00	308,000	
鉄建建設	100	5,120.00	512,000	
西松建設	100	5,926.00	592,600	

奥村組	100	6,620.00	662,000	
東鉄工業	100	4,830.00	483,000	
浅沼組	500	1,108.00	554,000	
戸田建設	1,000	1,388.00	1,388,000	
熊谷組	600	1,707.00	1,024,200	
矢作建設工業	100	2,455.00	245,500	
ピーエス・コンストラクション	100	3,135.00	313,500	
日本ハウスホールディングス	200	327.00	65,400	
新日本建設	100	2,117.00	211,700	
東亜建設工業	300	3,445.00	1,033,500	
日本国土開発	200	634.00	126,800	
五洋建設	1,100	1,767.00	1,943,700	
世紀東急工業	100	1,696.00	169,600	
住友林業	2,200	1,760.00	3,872,000	
大和ハウス工業	2,300	5,468.00	12,576,400	
ライト工業	200	3,535.00	707,000	
積水ハウス	2,600	3,631.00	9,440,600	
日特建設	100	1,391.00	139,100	
北陸電気工事	100	1,575.00	157,500	
ユアテック	200	2,921.00	584,200	
日本リーテック	100	2,392.00	239,200	
中電工	100	4,675.00	467,500	
関電工	500	5,697.00	2,848,500	
きんでん	600	7,425.00	4,455,000	
東京エネシス	100	2,037.00	203,700	
日本電設工業	200	3,580.00	716,000	
エクシオグループ	900	2,740.50	2,466,450	
新日本空調	200	3,360.00	672,000	
クラフティア	200	8,369.00	1,673,800	
三機工業	200	6,300.00	1,260,000	
日揮ホールディングス	900	2,136.00	1,922,400	
太平電業	300	2,322.00	696,600	
高砂熱学工業	400	4,803.00	1,921,200	
朝日工業社	100	3,775.00	377,500	
明星工業	200	1,800.00	360,000	
大気社	200	3,530.00	706,000	
ダイダン	600	2,828.00	1,696,800	

日比谷総合設備	100	5,150.00	515,000
飛島ホールディングス	100	2,551.00	255,100
テスホールディングス	200	399.00	79,800
インフロニア・ホールディングス	900	2,300.00	2,070,000
東洋エンジニアリング	100	7,370.00	737,000
レイズネクスト	100	2,536.00	253,600
ニッポン	300	2,499.00	749,700
日清製粉グループ本社	800	1,953.50	1,562,800
昭和産業	100	3,110.00	311,000
中部飼料	100	1,782.00	178,200
フィード・ワン	100	1,082.00	108,200
日本甜菜製糖	100	4,210.00	421,000
DM三井製糖	100	3,410.00	341,000
ウェルネオシュガー	100	2,897.00	289,700
森永製菓	400	2,690.50	1,076,200
江崎グリコ	200	5,416.00	1,083,200
meito	100	2,490.00	249,000
井村屋グループ	100	2,529.00	252,900
不二家	100	2,573.00	257,300
山崎製パン	600	3,350.00	2,010,000
亀田製菓	100	3,830.00	383,000
寿スピリッツ	500	1,795.00	897,500
カルビー	400	3,023.00	1,209,200
森永乳業	300	3,814.00	1,144,200
六甲バター	100	1,203.00	120,300
ヤクルト本社	1,200	2,535.50	3,042,600
明治ホールディングス	1,200	3,556.00	4,267,200
雪印メグミルク	200	3,325.00	665,000
プリマハム	100	2,819.00	281,900
日本ハム	300	6,908.00	2,072,400
丸大食品	100	2,228.00	222,800
S Foods	100	3,055.00	305,500
伊藤ハム米久ホールディングス	100	5,860.00	586,000
サッポロホールディングス	1,500	1,556.00	2,334,000
アサヒグループホールディングス	6,300	1,652.00	10,407,600
キリンホールディングス	3,500	2,401.00	8,403,500
宝ホールディングス	600	1,672.50	1,003,500

オエノンホールディングス	200	505.00	101,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	500	3,332.00	1,666,000	
ライフドリンク カンパニー	200	1,696.00	339,200	
サントリー食品インターナショナル	600	4,869.00	2,921,400	
ダイドーグループホールディングス	100	2,556.00	255,600	
伊藤園	300	3,064.00	919,200	
キーコーヒー	100	2,006.00	200,600	
日清オイリオグループ	100	5,420.00	542,000	
不二製油	200	3,919.00	783,800	
J - オイルミルズ	100	2,045.00	204,500	
キッコーマン	2,800	1,404.50	3,932,600	
味の素	4,200	3,433.00	14,418,600	
ブルドックソース	100	1,938.00	193,800	
キューピー	500	4,333.00	2,166,500	
ハウス食品グループ本社	300	2,926.00	877,800	
カゴメ	400	2,730.00	1,092,000	
アリアケジャパン	100	5,390.00	539,000	
ニチレイ	700	1,811.50	1,268,050	
東洋水産	400	11,040.00	4,416,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	100	801.00	80,100	
日清食品ホールディングス	1,100	2,952.50	3,247,750	
フジッコ	100	1,610.00	161,000	
ロック・フィールド	100	1,380.00	138,000	
日本たばこ産業	5,100	5,830.00	29,733,000	
ケンコーマヨネーズ	100	2,005.00	200,500	
わらべや日洋ホールディングス	100	3,220.00	322,000	
なとり	100	1,925.00	192,500	
ファーマフーズ	100	700.00	70,000	
ユーグレナ	500	409.00	204,500	
紀文食品	100	1,090.00	109,000	
理研ビタミン	100	3,045.00	304,500	
片倉工業	100	2,962.00	296,200	
ゲンゼ	100	4,585.00	458,500	
ユニチカ	200	399.00	79,800	
倉敷紡績	100	8,910.00	891,000	
シキボウ	100	1,100.00	110,000	
日本毛織	200	1,928.00	385,600	

帝国繊維	100	3,235.00	323,500
帝人	800	1,438.50	1,150,800
東レ	5,800	1,135.50	6,585,900
セーレン	200	3,080.00	616,000
小松マテール	100	885.00	88,500
ワコールホールディングス	200	4,571.00	914,200
ホギメディカル	100	6,680.00	668,000
T S Iホールディングス	300	1,100.00	330,000
ワールド	100	3,100.00	310,000
オンワードホールディングス	500	784.00	392,000
ゴールドウイン	600	2,639.50	1,583,700
王子ホールディングス	3,200	922.70	2,952,640
日本製紙	500	1,187.00	593,500
北越コーポレーション	400	984.00	393,600
大王製紙	400	994.00	397,600
レンゴー	800	1,251.00	1,000,800
トーモク	100	3,640.00	364,000
ザ・パック	300	1,304.00	391,200
北の達人コーポレーション	300	146.00	43,800
東洋紡	400	1,339.00	535,600
クラレ	1,100	1,691.50	1,860,650
旭化成	5,700	1,491.00	8,498,700
レゾナック・ホールディングス	800	7,132.00	5,705,600
住友化学	6,900	493.50	3,405,150
日産化学	400	5,510.00	2,204,000
クレハ	100	4,435.00	443,500
テイカ	100	1,249.00	124,900
石原産業	100	2,910.00	291,000
日本曹達	200	3,660.00	732,000
東ソー	1,200	2,528.00	3,033,600
トクヤマ	300	4,369.00	1,310,700
セントラル硝子	100	3,590.00	359,000
東亜合成	400	1,750.00	700,000
大阪ソーダ	500	2,265.00	1,132,500
関東電化工業	200	1,228.00	245,600
デンカ	300	3,080.00	924,000
信越化学工業	7,600	5,655.00	42,978,000

堺化学工業	100	3,385.00	338,500
第一稀元素化学工業	100	3,130.00	313,000
エア・ウォーター	800	2,357.50	1,886,000
日本酸素ホールディングス	1,000	4,955.00	4,955,000
日本パーカライジング	400	1,492.00	596,800
高圧ガス工業	100	1,150.00	115,000
四国化成ホールディングス	100	2,843.00	284,300
日本触媒	500	2,193.50	1,096,750
大日精化工業	100	4,460.00	446,000
カネカ	200	4,640.00	928,000
三菱瓦斯化学	700	3,045.00	2,131,500
三井化学	1,600	2,104.00	3,366,400
東京応化工業	400	6,458.00	2,583,200
大阪有機化学工業	100	4,060.00	406,000
三菱ケミカルグループ	6,000	999.80	5,998,800
KHネオケム	100	2,547.00	254,700
ダイセル	1,000	1,483.00	1,483,000
住友ベークライト	300	5,219.00	1,565,700
積水化学工業	1,800	2,849.50	5,129,100
日本ゼオン	700	1,922.00	1,345,400
アイカ工業	200	3,599.00	719,800
UBE	400	2,722.50	1,089,000
積水樹脂	100	2,158.00	215,800
旭有機材	100	5,520.00	552,000
ニチバン	100	1,986.00	198,600
リケンテクノス	200	1,599.00	319,800
積水化成品工業	100	428.00	42,800
ダイキョーニシカワ	200	832.00	166,400
日本化薬	600	1,777.00	1,066,200
カーリット	100	2,177.00	217,700
日本精化	100	2,906.00	290,600
扶桑化学工業	100	6,800.00	680,000
トリケミカル研究所	100	3,140.00	314,000
ADEKA	300	4,364.00	1,309,200
日油	1,000	3,124.00	3,124,000
ハリマ化成グループ	100	942.00	94,200
花王	2,100	6,267.00	13,160,700

三洋化成工業	100	5,390.00	539,000	
大日本塗料	100	1,399.00	139,900	
日本ペイントホールディングス	4,600	1,058.50	4,869,100	
関西ペイント	700	2,533.50	1,773,450	
中国塗料	200	4,725.00	945,000	
藤倉化成	100	641.00	64,100	
太陽ホールディングス	400	4,790.00	1,916,000	
D I C	300	3,761.00	1,128,300	
サカタインクス	200	2,454.00	490,800	
a r t i e n c e	200	3,600.00	720,000	
富士フイルムホールディングス	5,200	3,441.00	17,893,200	
資生堂	1,800	2,741.00	4,933,800	
ライオン	1,100	1,673.00	1,840,300	
高砂香料工業	500	1,508.00	754,000	
マンダム	200	3,100.00	620,000	
ミルボン	100	2,459.00	245,900	
コーセーホールディングス	200	5,336.00	1,067,200	
コタ	100	1,167.00	116,700	
ポーラ・オルビスホールディングス	500	1,356.00	678,000	
ノエビアホールディングス	100	4,680.00	468,000	
エステー	100	1,536.00	153,600	
コニシ	300	1,365.00	409,500	
長谷川香料	200	2,913.00	582,600	
小林製薬	200	5,484.00	1,096,800	
荒川化学工業	100	1,303.00	130,300	
メック	100	5,170.00	517,000	
タカラバイオ	200	835.00	167,000	
J C U	100	5,500.00	550,000	
O A T アグリオ	100	2,225.00	222,500	
デクセリアルズ	700	2,921.50	2,045,050	
アース製薬	100	5,010.00	501,000	
北興化学工業	100	1,739.00	173,900	
クミアイ化学工業	300	696.00	208,800	
日本農薬	200	1,028.00	205,600	
アキレス	100	1,500.00	150,000	
有沢製作所	100	1,789.00	178,900	
日東電工	2,600	3,782.00	9,833,200	

レック	100	1,039.00	103,900
三光合成	100	1,054.00	105,400
ZACROS	400	1,190.00	476,000
前澤化成工業	100	2,440.00	244,000
JSP	100	2,533.00	253,300
エフピコ	200	2,590.00	518,000
信越ポリマー	200	2,109.00	421,800
ニフコ	300	5,071.00	1,521,300
バルカー	100	4,290.00	429,000
ユニ・チャーム	5,400	918.00	4,957,200
協和キリン	1,000	2,560.00	2,560,000
武田薬品工業	7,600	5,176.00	39,337,600
アステラス製薬	7,500	2,302.00	17,265,000
住友ファーマ	700	2,840.00	1,988,000
塩野義製薬	3,100	2,938.00	9,107,800
日本新薬	200	5,612.00	1,122,400
中外製薬	2,700	8,594.00	23,203,800
科研製薬	100	4,090.00	409,000
エーザイ	1,100	4,601.00	5,061,100
ロート製薬	900	2,611.50	2,350,350
小野薬品工業	1,900	2,278.00	4,328,200
久光製薬	200	6,356.00	1,271,200
持田製薬	100	3,725.00	372,500
参天製薬	1,500	1,744.00	2,616,000
ツムラ	300	4,180.00	1,254,000
キッセイ薬品工業	100	4,725.00	472,500
生化学工業	200	725.00	145,000
栄研化学	200	2,438.00	487,600
JCRファーマ	300	708.00	212,400
東和薬品	100	3,615.00	361,500
富士製薬工業	100	1,910.00	191,000
ゼリア新薬工業	100	2,097.00	209,700
ネクセラファーマ	400	797.00	318,800
第一三共	7,900	3,401.00	26,867,900
杏林製薬	200	1,622.00	324,400
大幸薬品	100	304.00	30,400
ダイト	200	1,354.00	270,800

大塚ホールディングス	1,900	9,206.00	17,491,400
ペプチドリーム	400	1,742.00	696,800
あすか製薬ホールディングス	100	2,151.00	215,100
サワイグループホールディングス	400	2,387.50	955,000
日本コークス工業	800	119.00	95,200
ニチレキグループ	100	2,524.00	252,400
ユシロ	100	3,325.00	332,500
出光興産	3,700	1,276.00	4,721,200
E N E O Sホールディングス	12,100	1,231.00	14,895,100
コスモエネルギーホールディングス	500	4,549.00	2,274,500
横浜ゴム	500	6,570.00	3,285,000
TOYO TIRE	500	4,495.00	2,247,500
ブリヂストン	5,000	3,504.00	17,520,000
住友ゴム工業	1,000	2,657.50	2,657,500
藤倉コンポジット	100	2,175.00	217,500
フコク	100	2,025.00	202,500
ニッタ	100	4,280.00	428,000
三ツ星ベルト	100	4,080.00	408,000
バンドー化学	100	2,120.00	212,000
日東紡績	100	13,320.00	1,332,000
A G C	800	5,476.00	4,380,800
日本板硝子	400	639.00	255,600
日本電気硝子	300	6,551.00	1,965,300
オハラ	100	1,069.00	106,900
住友大阪セメント	100	4,029.00	402,900
太平洋セメント	500	4,256.00	2,128,000
日本ヒューム	200	1,807.00	361,400
日本コンクリート工業	200	353.00	70,600
アジアパイルホールディングス	100	1,515.00	151,500
東海カーボン	800	1,056.00	844,800
東洋炭素	100	5,720.00	572,000
ノリタケ	100	6,180.00	618,000
T O T O	500	4,657.00	2,328,500
日本碍子	900	3,742.00	3,367,800
日本特殊陶業	700	6,954.00	4,867,800
品川リフラ	100	2,194.00	219,400
黒崎播磨	100	4,170.00	417,000

ヨータイ	100	1,881.00	188,100
フジインコーポレーテッド	200	2,598.00	519,600
ニチアス	200	7,469.00	1,493,800
ニチハ	100	3,440.00	344,000
日本製鉄	24,100	673.00	16,219,300
神戸製鋼所	1,800	2,288.50	4,119,300
中山製鋼所	100	669.00	66,900
J F E ホールディングス	2,900	2,168.50	6,288,650
東京製鐵	200	1,622.00	324,400
共英製鋼	100	2,657.00	265,700
大和工業	200	11,785.00	2,357,000
大阪製鐵	100	3,145.00	314,500
ヨドコウ	500	1,442.00	721,000
中部鋼鈹	100	2,372.00	237,200
丸一鋼管	900	1,545.50	1,390,950
大同特殊鋼	600	2,165.00	1,299,000
日本冶金工業	100	5,050.00	505,000
愛知製鋼	200	3,325.00	665,000
大平洋金属	100	3,015.00	301,500
新日本電工	600	396.00	237,600
栗本鐵工所	200	1,942.00	388,400
三菱製鋼	100	2,024.00	202,400
J X 金属	2,500	2,559.00	6,397,500
大紀アルミニウム工業所	100	1,347.00	134,700
日本軽金属ホールディングス	300	2,747.00	824,100
三井金属	200	21,645.00	4,329,000
東邦亜鉛	100	2,059.00	205,900
三菱マテリアル	600	4,402.00	2,641,200
住友金属鉱山	1,200	7,850.00	9,420,000
D O W A ホールディングス	200	8,783.00	1,756,600
古河機械金属	100	4,940.00	494,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	200	2,503.00	500,600
東邦チタニウム	200	1,680.00	336,000
U A C J	500	2,251.00	1,125,500
古河電気工業	300	9,825.00	2,947,500
住友電気工業	3,100	6,716.00	20,819,600
フジクラ	1,100	17,300.00	19,030,000

SWCC	100	11,090.00	1,109,000
平河ヒューテック	100	2,860.00	286,000
リョービ	100	2,873.00	287,300
AREホールディングス	300	3,575.00	1,072,500
稲葉製作所	100	1,646.00	164,600
宮地エンジニアリンググループ	200	1,974.00	394,800
トーカロ	200	2,398.00	479,600
SUMCO	1,700	1,658.00	2,818,600
川田テクノロジーズ	100	4,900.00	490,000
RS Technologies	100	3,890.00	389,000
東洋製罐グループホールディングス	500	3,973.00	1,986,500
ホッカンホールディングス	100	2,417.00	241,700
コロナ	100	973.00	97,300
横河ブリッジホールディングス	100	3,150.00	315,000
三和ホールディングス	900	4,200.00	3,780,000
文化シャッター	200	2,124.00	424,800
三協立山	100	690.00	69,000
アルインコ	100	1,148.00	114,800
LIXIL	1,300	1,935.00	2,515,500
ノーリツ	100	2,047.00	204,700
長府製作所	100	2,030.00	203,000
リンナイ	500	4,085.00	2,042,500
日東精工	100	762.00	76,200
岡部	200	991.00	198,200
ジーテクト	100	2,077.00	207,700
東プレ	200	2,519.00	503,800
高周波熱錬	200	1,348.00	269,600
東京製綱	100	1,743.00	174,300
サンコール	100	1,056.00	105,600
パイオラックス	100	1,815.00	181,500
エイチワン	100	1,522.00	152,200
日本発條	800	2,665.50	2,132,400
中央発條	100	3,525.00	352,500
立川ブラインド工業	100	1,982.00	198,200
日本製鋼所	300	9,660.00	2,898,000
三浦工業	400	3,283.00	1,313,200
タクマ	300	2,561.00	768,300

ツガミ	200	3,185.00	637,000	
オークマ	200	3,910.00	782,000	
芝浦機械	100	4,355.00	435,500	
アマダ	1,200	2,017.00	2,420,400	
アイダエンジニアリング	200	1,228.00	245,600	
F U J I	400	3,911.00	1,564,400	
牧野フライス製作所	100	10,760.00	1,076,000	
オーエスジー	400	2,513.50	1,005,400	
旭ダイヤモンド工業	200	905.00	181,000	
D M G 森精機	600	2,858.00	1,714,800	
ソディック	200	1,061.00	212,200	
ディスコ	400	59,100.00	23,640,000	
日東工器	100	1,920.00	192,000	
日進工具	100	893.00	89,300	
リケンN P R	100	3,670.00	367,000	
島精機製作所	100	1,067.00	106,700	
オプトラン	100	2,000.00	200,000	
イワキポンプ	100	2,633.00	263,300	
フリー	100	1,071.00	107,100	
ヤマシンフィルタ	200	612.00	122,400	
日阪製作所	100	1,566.00	156,600	
やまびこ	200	3,200.00	640,000	
野村マイクロ・サイエンス	200	3,485.00	697,000	
P E G A S U S	100	765.00	76,500	
タツモ	100	2,392.00	239,200	
ナブテスコ	500	4,148.00	2,074,000	
三井海洋開発	200	15,730.00	3,146,000	
レオン自動機	100	1,533.00	153,300	
S M C	200	64,320.00	12,864,000	
ホソカワミクロン	100	5,920.00	592,000	
瑞光	100	1,017.00	101,700	
オイレス工業	100	2,504.00	250,400	
サトー	100	2,415.00	241,500	
技研製作所	100	2,125.00	212,500	
日精樹脂工業	100	908.00	90,800	
小松製作所	4,300	5,472.00	23,529,600	
住友重機械工業	500	4,733.00	2,366,500	

日立建機	300	5,334.00	1,600,200
日工	100	819.00	81,900
井関農機	100	1,899.00	189,900
TOWA	300	2,905.00	871,500
北川鉄工所	100	1,826.00	182,600
ローツェ	500	2,792.00	1,396,000
クボタ	4,400	2,461.50	10,830,600
三菱化工機	100	3,525.00	352,500
月島ホールディングス	100	3,080.00	308,000
帝国電機製作所	100	3,185.00	318,500
新東工業	200	1,149.00	229,800
澁谷工業	100	3,545.00	354,500
アイチ コーポレーション	100	1,412.00	141,200
小森コーポレーション	200	1,636.00	327,200
鶴見製作所	200	2,353.00	470,600
荏原製作所	1,800	4,765.00	8,577,000
西島製作所	100	2,205.00	220,500
AIRMAN	100	1,891.00	189,100
ダイキン工業	1,100	19,750.00	21,725,000
オルガノ	100	15,390.00	1,539,000
栗田工業	500	7,059.00	3,529,500
椿本チエイン	300	2,423.00	726,900
木村化工機	100	1,350.00	135,000
アネスト岩田	100	1,716.00	171,600
ダイフク	1,500	5,498.00	8,247,000
タダノ	500	1,150.00	575,000
フジテック	100	5,669.00	566,900
CKD	300	3,940.00	1,182,000
平和	300	2,087.00	626,100
理想科学工業	200	1,289.00	257,800
SANKYO	1,000	2,562.00	2,562,000
日本金銭機械	100	1,055.00	105,500
マースグループホールディングス	100	3,295.00	329,500
ガリレイ	100	3,910.00	391,000
ダイコク電機	100	2,948.00	294,800
竹内製作所	200	6,520.00	1,304,000
アマノ	200	4,250.00	850,000

JUKI	100	527.00	52,700	
ジャノメ	100	1,235.00	123,500	
マックス	100	6,820.00	682,000	
グローリー	200	4,227.00	845,400	
新晃工業	300	1,459.00	437,700	
大和冷機工業	100	1,606.00	160,600	
セガサミーホールディングス	700	2,452.00	1,716,400	
T P R	200	1,384.00	276,800	
ツバキ・ナカシマ	200	363.00	72,600	
ホシザキ	600	5,150.00	3,090,000	
大豊工業	100	858.00	85,800	
日本精工	1,600	1,119.00	1,790,400	
N T N	2,100	382.60	803,460	
ジェイテクト	800	1,910.00	1,528,000	
不二越	100	5,160.00	516,000	
日本トムソン	200	906.00	181,200	
T H K	500	4,261.00	2,130,500	
Y U S H I N	100	759.00	75,900	
前澤給装工業	100	1,768.00	176,800	
イーグル工業	100	3,085.00	308,500	
P I L L A R	100	5,820.00	582,000	
キッツ	300	1,968.00	590,400	
マキタ	1,100	4,945.00	5,439,500	
三井E & S	400	7,172.00	2,868,800	
カナデビア	700	1,040.00	728,000	
三菱重工業	16,200	4,800.00	77,760,000	
I H I	4,500	3,492.00	15,714,000	
スター精密	200	2,197.00	439,400	
キオクシアホールディングス	500	13,630.00	6,815,000	
日清紡ホールディングス	700	1,424.00	996,800	
イビデン	1,100	7,482.00	8,230,200	
コニカミノルタ	2,000	722.40	1,444,800	
ブラザー工業	1,200	3,282.00	3,938,400	
ミネベアミツミ	1,500	3,207.00	4,810,500	
日立製作所	22,000	5,358.00	117,876,000	
三菱電機	9,500	5,079.00	48,250,500	
富士電機	600	12,425.00	7,455,000	

安川電機	900	5,228.00	4,705,200
シンフォニアテクノロジー	100	10,810.00	1,081,000
明電舎	200	5,980.00	1,196,000
山洋電気	100	4,290.00	429,000
デンヨー	100	3,645.00	364,500
PHCホールディングス	200	1,182.00	236,400
KOKUSAI ELECTRIC	1,000	6,250.00	6,250,000
ソシオネクスト	700	2,335.50	1,634,850
東芝テック	100	2,888.00	288,800
芝浦メカトロニクス	100	24,370.00	2,437,000
マブチモーター	800	1,500.00	1,200,000
東光高岳	100	4,415.00	441,500
ダブル・スコープ	300	171.00	51,300
ダイヘン	100	11,600.00	1,160,000
ヤーマン	100	736.00	73,600
JVCケンウッド	700	1,295.00	906,500
ミマキエンジニアリング	100	1,689.00	168,900
大崎電気工業	200	1,251.00	250,200
オムロン	700	4,068.00	2,847,600
日東工業	100	4,195.00	419,500
I D E C	100	2,950.00	295,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	400	3,862.00	1,544,800
日本電気	5,700	5,922.00	33,755,400
富士通	8,000	4,636.00	37,088,000
沖電気工業	400	2,197.00	878,800
サンケン電気	100	6,805.00	680,500
アイホン	100	3,090.00	309,000
ルネサスエレクトロニクス	8,400	2,349.00	19,731,600
セイコーエプソン	1,100	2,060.00	2,266,000
ワコム	600	831.00	498,600
アルバック	200	8,036.00	1,607,200
アクセル	100	1,273.00	127,300
E I Z O	200	2,329.00	465,800
ジャパンディスプレイ	3,600	22.00	79,200
日本信号	200	1,362.00	272,400
京三製作所	200	626.00	125,200
能美防災	100	3,995.00	399,500

ホーチキ	100	4,690.00	469,000	
エレコム	200	1,711.00	342,200	
パナソニック ホールディングス	10,200	2,192.50	22,363,500	
シャープ	1,200	780.00	936,000	
アンリツ	600	2,396.00	1,437,600	
ソニーグループ	29,600	3,904.00	115,558,400	
T D K	7,500	2,044.00	15,330,000	
帝国通信工業	100	2,770.00	277,000	
タムラ製作所	300	629.00	188,700	
アルプスアルパイン	700	2,046.50	1,432,550	
日本電波工業	100	1,050.00	105,000	
鈴木	100	2,454.00	245,400	
メイコー	100	9,990.00	999,000	
フォスター電機	100	2,655.00	265,500	
ヨコオ	100	2,298.00	229,800	
ホシデン	200	2,600.00	520,000	
ヒロセ電機	100	17,775.00	1,777,500	
日本航空電子工業	200	2,600.00	520,000	
T O A	100	1,701.00	170,100	
マクセル	200	2,430.00	486,000	
古野電気	100	8,770.00	877,000	
スミダコーポレーション	100	1,183.00	118,300	
リオン	100	2,770.00	277,000	
横河電機	1,000	5,310.00	5,310,000	
アズビル	2,300	1,441.50	3,315,450	
日本光電工業	800	1,825.50	1,460,400	
日本電子材料	100	4,325.00	432,500	
堀場製作所	200	17,485.00	3,497,000	
アドバンテスト	2,700	22,490.00	60,723,000	
エスベック	100	3,430.00	343,000	
キーエンス	900	60,910.00	54,819,000	
シスメックス	2,200	1,600.00	3,520,000	
日本マイクロニクス	100	8,460.00	846,000	
メガチップス	100	8,360.00	836,000	
コーセル	100	1,179.00	117,900	
イリソ電子工業	100	3,275.00	327,500	
オプテックスグループ	100	2,577.00	257,700	

レーザーテック	300	35,830.00	10,749,000	
スタンレー電気	500	3,259.00	1,629,500	
ウシオ電機	300	2,804.50	841,350	
日本セラミック	100	3,850.00	385,000	
山一電機	100	6,170.00	617,000	
函研	100	5,060.00	506,000	
日本電子	200	5,519.00	1,103,800	
カシオ計算機	600	1,334.50	800,700	
ファナック	4,100	6,750.00	27,675,000	
日本シイエムケイ	200	555.00	111,000	
大真空	100	608.00	60,800	
ローム	1,700	2,499.00	4,248,300	
浜松ホトニクス	1,500	1,793.50	2,690,250	
三井ハイテック	500	784.00	392,000	
京セラ	5,300	2,272.50	12,044,250	
太陽誘電	500	3,618.00	1,809,000	
村田製作所	8,200	3,400.00	27,880,000	
双葉電子工業	100	675.00	67,500	
ニチコン	200	1,667.00	333,400	
日本ケミコン	100	1,562.00	156,200	
K O A	100	1,442.00	144,200	
市光工業	100	540.00	54,000	
小糸製作所	900	2,439.00	2,195,100	
ミツバ	200	1,166.00	233,200	
S C R E E Nホールディングス	300	16,880.00	5,064,000	
キヤノン電子	100	3,645.00	364,500	
キヤノン	3,800	4,778.00	18,156,400	
リコー	2,200	1,469.00	3,231,800	
象印マホービン	200	1,579.00	315,800	
東京エレクトロン	1,800	42,590.00	76,662,000	
イノテック	100	2,218.00	221,800	
トヨタ紡織	400	2,628.00	1,051,200	
ユニプレス	200	1,378.00	275,600	
豊田自動織機	700	19,150.00	13,405,000	
モリタホールディングス	100	2,920.00	292,000	
三櫻工業	100	888.00	88,800	
デンソー	8,400	2,274.50	19,105,800	

東海理化電機製作所	300	3,255.00	976,500
川崎重工業	600	13,905.00	8,343,000
名村造船所	300	4,665.00	1,399,500
三菱ロジスネクスト	100	1,544.00	154,400
日産自動車	13,100	420.50	5,508,550
いすゞ自動車	2,300	2,636.50	6,063,950
トヨタ自動車	45,600	3,714.00	169,358,400
日野自動車	1,300	405.00	526,500
三菱自動車工業	3,400	392.30	1,333,820
武蔵精密工業	200	2,747.00	549,400
日産車体	100	1,065.00	106,500
新明和工業	200	2,150.00	430,000
極東開発工業	100	3,335.00	333,500
トピー工業	100	3,350.00	335,000
曙ブレーキ工業	500	125.00	62,500
タチエス	200	2,160.00	432,000
NOK	300	3,005.00	901,500
フタバ産業	200	1,114.00	222,800
カヤバ	100	4,630.00	463,000
大同メタル工業	200	1,140.00	228,000
プレス工業	300	861.00	258,300
太平洋工業	200	3,100.00	620,000
アイシン	2,200	3,083.00	6,782,600
マツダ	2,800	1,302.50	3,647,000
本田技研工業	18,600	1,651.00	30,708,600
スズキ	6,300	2,372.50	14,946,750
S U B A R U	2,600	3,569.00	9,279,400
ヤマハ発動機	4,300	1,279.00	5,499,700
エクセディ	100	5,840.00	584,000
豊田合成	300	4,296.00	1,288,800
愛三工業	100	2,309.00	230,900
ヨロズ	100	1,056.00	105,600
エフ・シー・シー	200	3,910.00	782,000
シマノ	400	16,980.00	6,792,000
テイ・エス テック	300	1,934.00	580,200
リガク・ホールディングス	600	1,252.00	751,200
テルモ	5,700	2,240.00	12,768,000

日機装	200	1,793.00	358,600
日本エム・ディ・エム	100	505.00	50,500
島津製作所	1,100	4,354.00	4,789,400
JMS	100	450.00	45,000
長野計器	100	2,700.00	270,000
東京計器	100	7,210.00	721,000
愛知時計電機	100	2,880.00	288,000
インターアクション	100	1,450.00	145,000
東京精密	200	12,335.00	2,467,000
マニー	400	1,605.00	642,000
ニコン	1,100	1,848.00	2,032,800
オリンパス	4,600	2,073.00	9,535,800
理研計器	100	3,360.00	336,000
タムロン	400	1,064.00	425,600
HOYA	1,700	25,610.00	43,537,000
ノーリツ鋼機	300	1,969.00	590,700
A & Dホロンホールディングス	100	2,285.00	228,500
朝日インテック	1,100	2,978.50	3,276,350
シチズン時計	800	1,370.00	1,096,000
メニコン	300	1,610.00	483,000
セイコーグループ	100	7,460.00	746,000
ニプロ	700	1,478.00	1,034,600
三井松島ホールディングス	100	1,468.00	146,800
テクセンドフォトマスク	200	2,988.00	597,600
パラマウントベッドホールディングス	100	3,505.00	350,500
トランザクション	200	1,161.00	232,200
ニホンフラッシュ	100	840.00	84,000
前田工織	200	1,999.00	399,800
アートネイチャー	100	810.00	81,000
バンダイナムコホールディングス	2,300	4,203.00	9,666,900
SHOEI	200	1,854.00	370,800
フランスベッドホールディングス	100	1,346.00	134,600
パイロットコーポレーション	100	4,873.00	487,300
萩原工業	100	1,727.00	172,700
フジシールインターナショナル	200	3,220.00	644,000
タカラトミー	400	2,902.50	1,161,000
広済堂ホールディングス	400	480.00	192,000

プロネクサス	100	1,170.00	117,000	
TOPPANホールディングス	1,000	4,576.00	4,576,000	
大日本印刷	1,800	2,801.00	5,041,800	
NISSHA	200	1,316.00	263,200	
アシックス	3,300	4,133.00	13,638,900	
ローランド	100	3,940.00	394,000	
ヤマハ	1,500	1,172.00	1,758,000	
クリナップ	100	880.00	88,000	
ピジョン	600	1,643.00	985,800	
キングジム	100	826.00	82,600	
リンテック	200	4,630.00	926,000	
イトーキ	200	2,581.00	516,200	
任天堂	5,400	10,450.00	56,430,000	
三菱鉛筆	100	2,288.00	228,800	
タカラスタンダード	200	3,030.00	606,000	
コクヨ	1,800	908.20	1,634,760	
ナカバヤシ	100	599.00	59,900	
グローブライド	100	2,285.00	228,500	
オカムラ	300	2,416.00	724,800	
美津濃	300	3,455.00	1,036,500	
東京電力ホールディングス	7,700	705.00	5,428,500	
中部電力	3,200	2,179.00	6,972,800	
関西電力	4,600	2,560.00	11,776,000	
中国電力	1,500	1,018.00	1,527,000	
北陸電力	900	1,027.50	924,750	
東北電力	2,300	1,183.00	2,720,900	
四国電力	800	1,574.00	1,259,200	
九州電力	2,000	1,786.50	3,573,000	
北海道電力	1,000	1,164.50	1,164,500	
沖縄電力	200	1,139.00	227,800	
電源開発	600	3,329.00	1,997,400	
イーレックス	100	652.00	65,200	
レノバ	200	726.00	145,200	
東京瓦斯	1,500	6,514.00	9,771,000	
大阪瓦斯	1,500	5,565.00	8,347,500	
東邦瓦斯	300	5,159.00	1,547,700	
北海道瓦斯	500	823.00	411,500	

広島ガス	200	372.00	74,400
西部ガスホールディングス	100	2,311.00	231,100
静岡ガス	200	1,205.00	241,000
メタウォーター	100	3,500.00	350,000
SBSホールディングス	100	3,905.00	390,500
東武鉄道	900	2,750.50	2,475,450
相鉄ホールディングス	300	2,848.00	854,400
東急	2,200	1,793.50	3,945,700
京浜急行電鉄	1,100	1,558.50	1,714,350
小田急電鉄	1,400	1,698.00	2,377,200
京王電鉄	400	4,021.00	1,608,400
京成電鉄	1,500	1,282.50	1,923,750
富士急行	100	2,150.00	215,000
東日本旅客鉄道	4,700	4,070.00	19,129,000
西日本旅客鉄道	2,100	3,130.00	6,573,000
東海旅客鉄道	3,600	4,284.00	15,422,400
東京地下鉄	1,400	1,628.00	2,279,200
西武ホールディングス	900	4,228.00	3,805,200
鴻池運輸	100	3,285.00	328,500
西日本鉄道	200	2,911.00	582,200
ハマキョウレックス	400	1,820.00	728,000
サカイ引越センター	100	2,967.00	296,700
近鉄グループホールディングス	900	3,183.00	2,864,700
阪急阪神ホールディングス	1,100	4,118.00	4,529,800
南海電気鉄道	400	3,037.00	1,214,800
京阪ホールディングス	500	3,452.00	1,726,000
名古屋鉄道	900	1,715.00	1,543,500
山陽電気鉄道	100	2,091.00	209,100
ヤマトホールディングス	1,000	2,091.00	2,091,000
山九	200	8,881.00	1,776,200
丸全昭和運輸	100	8,410.00	841,000
センコーグループホールディングス	600	2,094.00	1,256,400
ニッコンホールディングス	400	3,460.00	1,384,000
福山通運	100	4,755.00	475,500
セイノーホールディングス	400	2,421.00	968,400
AZ-COM丸和ホールディングス	200	1,004.00	200,800
九州旅客鉄道	600	4,065.00	2,439,000

S Gホールディングス	1,400	1,494.00	2,091,600	
NIPPON EXPRESSホールディングス	900	3,485.00	3,136,500	
日本郵船	1,800	5,364.00	9,655,200	
商船三井	1,600	4,967.00	7,947,200	
川崎汽船	1,800	2,322.00	4,179,600	
NSユニテッド海運	100	6,790.00	679,000	
飯野海運	300	1,517.00	455,100	
乾汽船	100	1,376.00	137,600	
日本航空	2,000	2,987.00	5,974,000	
ANAホールディングス	2,300	3,050.00	7,015,000	
三菱倉庫	900	1,328.50	1,195,650	
三井倉庫ホールディングス	300	3,767.00	1,130,100	
住友倉庫	200	3,685.00	737,000	
日本トランスシティ	200	1,204.00	240,800	
中央倉庫	100	1,606.00	160,600	
安田倉庫	100	2,273.00	227,300	
上組	400	5,303.00	2,121,200	
エーアイティー	100	2,300.00	230,000	
MIXI	200	2,782.00	556,400	
システナ	1,300	518.00	673,400	
日鉄ソリューションズ	200	4,560.00	912,000	
キューブシステム	100	1,132.00	113,200	
コア	100	2,122.00	212,200	
ディー・エヌ・エー	400	2,586.00	1,034,400	
ラクーンホールディングス	100	659.00	65,900	
ソリトンシステムズ	100	2,170.00	217,000	
ソフトクリエイトホールディングス	100	2,195.00	219,500	
TIS	900	5,000.00	4,500,000	
グリーホールディングス	200	418.00	83,600	
コーエーテクモホールディングス	600	1,896.00	1,137,600	
ファインデックス	100	963.00	96,300	
ブレインパッド	100	2,689.00	268,900	
KLab	300	362.00	108,600	
ポルトゥウィンホールディングス	100	344.00	34,400	
ネクソン	2,100	4,213.00	8,847,300	
アイスタイル	200	477.00	95,400	
エムアップホールディングス	200	850.00	170,000	

セルシス	100	1,566.00	156,600
エニグモ	100	502.00	50,200
コロプラ	300	470.00	141,000
ブロードリーフ	400	744.00	297,600
デジタルハーツホールディングス	100	947.00	94,700
メディアドゥ	100	1,715.00	171,500
じげん	200	490.00	98,000
ブイキューブ	100	160.00	16,000
フィックスターズ	100	1,639.00	163,900
オブティム	100	540.00	54,000
S H I F T	800	871.30	697,040
テクマトリックス	100	2,306.00	230,600
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	200	2,607.00	521,400
GMOペイメントゲートウェイ	200	9,715.00	1,943,000
インターネットイニシアティブ	500	2,622.00	1,311,000
さくらインターネット	100	2,802.00	280,200
朝日ネット	100	703.00	70,300
e B A S E	100	473.00	47,300
アバントグループ	100	1,887.00	188,700
フリービット	100	1,754.00	175,400
コムチュア	100	1,722.00	172,200
アステリア	100	1,010.00	101,000
マークラインズ	100	1,574.00	157,400
メディカル・データ・ビジョン	100	1,689.00	168,900
g u m i	100	400.00	40,000
デジタル・インフォメーション・テクノロジ	200	1,337.00	267,400
ラクス	800	1,040.50	832,400
オープンドア	100	334.00	33,400
カナミックネットワーク	100	527.00	52,700
チェンジホールディングス	200	1,062.00	212,400
オークネット	200	2,190.00	438,000
P K S H A T e c h n o l o g y	100	3,585.00	358,500
マネーフォワード	200	5,186.00	1,037,200
S u n A s t e r i s k	100	477.00	47,700
プラスアルファ・コンサルティング	100	2,393.00	239,300
A p p i e r G r o u p	300	1,129.00	338,700

ビジョナル	100	9,800.00	980,000	
野村総合研究所	1,700	6,150.00	10,455,000	
インテージホールディングス	100	1,758.00	175,800	
ソースネクスト	400	151.00	60,400	
シンプレクス・ホールディングス	800	1,013.00	810,400	
ラクスル	200	1,871.00	374,200	
メルカリ	500	3,305.00	1,652,500	
イーソル	100	537.00	53,700	
ウイングアーク1st	100	3,490.00	349,000	
Sansan	200	1,976.00	395,200	
ギフトィ	100	1,356.00	135,600	
メドレー	100	2,497.00	249,700	
JMDC	100	3,850.00	385,000	
フォーカスシステムズ	100	1,923.00	192,300	
クレスコ	200	1,787.00	357,400	
フジ・メディア・ホールディングス	700	3,956.00	2,769,200	
オービック	1,600	4,855.00	7,768,000	
ジャストシステム	100	5,230.00	523,000	
TDCソフト	200	1,347.00	269,400	
LINEヤフー	13,300	412.50	5,486,250	
トレンドマイクロ	500	6,647.00	3,323,500	
IDホールディングス	100	2,155.00	215,500	
日本オラクル	200	12,355.00	2,471,000	
フューチャー	200	1,987.00	397,400	
CAC Holdings	100	2,079.00	207,900	
オービックビジネスコンサルタント	100	8,411.00	841,100	
アイティフォー	100	1,736.00	173,600	
大塚商会	1,000	3,186.00	3,186,000	
サイボウズ	100	2,698.00	269,800	
電通総研	300	2,555.00	766,500	
デジタルガレージ	100	2,651.00	265,100	
EMシステムズ	100	789.00	78,900	
ウェザーニューズ	100	4,150.00	415,000	
CIJ	300	568.00	170,400	
WOWOW	100	1,479.00	147,900	
スカラ	100	387.00	38,700	
ANYCOLOR	100	4,460.00	446,000	

システムソフト	400	67.00	26,800
アルゴグラフィックス	400	1,616.00	646,400
マーベラス	100	514.00	51,400
エイベックス	100	1,238.00	123,800
B I P R O G Y	300	5,459.00	1,637,700
都築電気	100	3,520.00	352,000
T B Sホールディングス	400	6,108.00	2,443,200
日本テレビホールディングス	800	3,860.00	3,088,000
朝日放送グループホールディングス	100	863.00	86,300
テレビ朝日ホールディングス	200	3,435.00	687,000
スカパーJ S A Tホールディングス	700	2,205.00	1,543,500
テレビ東京ホールディングス	100	4,535.00	453,500
ビジョン	100	1,281.00	128,100
U - N E X T H O L D I N G S	300	1,958.00	587,400
日本通信	700	153.00	107,100
N T T	236,100	159.50	37,657,950
K D D I	12,100	2,661.00	32,198,100
ソフトバンク	138,300	216.70	29,969,610
光通信	100	45,480.00	4,548,000
エムティーアイ	100	733.00	73,300
GMOインターネットグループ	300	4,100.00	1,230,000
K A D O K A W A	500	3,323.00	1,661,500
学研ホールディングス	100	1,100.00	110,000
ゼンリン	200	1,092.00	218,400
アイネット	100	2,515.00	251,500
東宝	500	8,045.00	4,022,500
東映	100	5,600.00	560,000
ピー・シー・エー	100	1,972.00	197,200
D T S	600	1,290.00	774,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,400	2,847.50	3,986,500
シーイーシー	100	2,436.00	243,600
カプコン	1,700	3,772.00	6,412,400
アイ・エス・ピー	100	1,774.00	177,400
アイネス	100	1,980.00	198,000
T K C	100	4,240.00	424,000
N S D	300	3,445.00	1,033,500
コナミグループ	400	21,760.00	8,704,000

福井コンピュータホールディングス	100	3,410.00	341,000
J B C Cホールディングス	400	1,672.00	668,800
ミロク情報サービス	100	1,997.00	199,700
ソフトバンクグループ	16,500	4,051.00	66,841,500
リョーサン菱洋ホールディングス	200	3,185.00	637,000
あらた	100	3,135.00	313,500
東京エレクトロン デバイス	100	3,460.00	346,000
円谷フィールズホールディングス	100	1,820.00	182,000
双日	900	6,037.00	5,433,300
アルフレッサ ホールディングス	800	2,552.50	2,042,000
横浜冷凍	200	1,228.00	245,600
ラサ商事	100	2,193.00	219,300
アルコニックス	100	2,962.00	296,200
神戸物産	800	3,652.00	2,921,600
あい ホールディングス	100	2,828.00	282,800
ダイワボウホールディングス	400	3,164.00	1,265,600
マクニカホールディングス	700	2,550.00	1,785,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	100	1,463.00	146,300
八洲電機	100	3,145.00	314,500
メディアスホールディングス	100	832.00	83,200
レスター	100	2,865.00	286,500
T O K A Iホールディングス	500	1,135.00	567,500
三洋貿易	100	1,560.00	156,000
ウイン・パートナーズ	100	1,378.00	137,800
シップヘルスケアホールディングス	300	2,722.00	816,600
コメダホールディングス	200	2,911.00	582,200
ユニソルホールディングス	100	2,400.00	240,000
ヤマエグループホールディングス	100	2,667.00	266,700
小野建	100	1,470.00	147,000
佐鳥電機	100	1,928.00	192,800
伯東	100	4,025.00	402,500
コンドーテック	100	1,556.00	155,600
ナガイレーベン	100	1,848.00	184,800
松田産業	100	6,160.00	616,000
第一興商	400	1,702.00	680,800
メディカルホールディングス	1,000	2,879.00	2,879,000
S P K	100	2,425.00	242,500

アズワン	300	2,463.00	738,900
シモジマ	100	1,405.00	140,500
ドウシシャ	100	3,410.00	341,000
高速	100	3,065.00	306,500
丸文	100	1,373.00	137,300
ハピネット	200	2,945.00	589,000
橋本総業ホールディングス	100	1,370.00	137,000
日本ライフライン	300	1,611.00	483,300
タカショー	100	437.00	43,700
I D O M	400	1,336.00	534,400
進和	100	3,210.00	321,000
シークス	100	1,340.00	134,000
オーハシテクニカ	200	1,266.00	253,200
伊藤忠商事	30,500	2,101.00	64,080,500
丸紅	6,900	5,143.00	35,486,700
長瀬産業	400	4,204.00	1,681,600
豊田通商	2,700	6,124.00	16,534,800
三共生興	100	731.00	73,100
兼松	800	2,005.00	1,604,000
三井物産	13,000	5,148.00	66,924,000
日本紙パルプ商事	400	995.00	398,000
カメイ	100	3,230.00	323,000
スターゼン	300	1,310.00	393,000
山善	300	1,491.00	447,300
住友商事	5,400	6,132.00	33,112,800
三菱商事	18,100	4,138.00	74,897,800
第一実業	100	3,230.00	323,000
キヤノンマーケティングジャパン	200	7,049.00	1,409,800
佐藤商事	100	2,419.00	241,900
東京産業	100	1,035.00	103,500
ユアサ商事	100	5,640.00	564,000
阪和興業	100	7,910.00	791,000
正栄食品工業	100	4,135.00	413,500
カナデン	100	2,236.00	223,600
R Y O D E N	100	3,720.00	372,000
岩谷産業	900	1,947.00	1,752,300
アステナホールディングス	100	488.00	48,800

三愛オブリ	200	2,187.00	437,400
稲畑産業	200	3,955.00	791,000
G S I クレオス	100	2,583.00	258,300
明和産業	100	1,027.00	102,700
ワキタ	200	2,023.00	404,600
東邦ホールディングス	300	4,635.00	1,390,500
サンゲツ	200	3,180.00	636,000
ミツウロコグループホールディングス	100	2,228.00	222,800
伊藤忠エネクス	200	2,004.00	400,800
サンリオ	900	5,077.00	4,569,300
サンワテクノス	100	3,080.00	308,000
新光商事	100	1,070.00	107,000
東陽テクニカ	100	1,813.00	181,300
モスフードサービス	100	4,220.00	422,000
加賀電子	200	3,950.00	790,000
ソーダニッカ	100	1,155.00	115,500
立花エレテック	100	3,125.00	312,500
フォーバル	100	1,192.00	119,200
P A L T A C	100	5,018.00	501,800
三谷産業	100	604.00	60,400
コア商事ホールディングス	100	873.00	87,300
K P P グループホールディングス	200	878.00	175,600
ヤマタネ	200	2,386.00	477,200
泉州電業	100	5,590.00	559,000
トラスコ中山	200	2,497.00	499,400
オートバックスセブン	300	1,641.00	492,300
モリト	100	1,764.00	176,400
加藤産業	100	6,540.00	654,000
イエローハット	400	1,647.00	658,800
J K ホールディングス	100	1,447.00	144,700
日伝	100	2,627.00	262,700
因幡電機産業	400	2,666.00	1,066,400
東テク	100	4,050.00	405,000
ミスミグループ本社	1,400	2,611.00	3,655,400
スズケン	300	6,321.00	1,896,300
ジェコス	100	1,566.00	156,600
インターメスティック	100	1,915.00	191,500

サンエー	200	3,010.00	602,000
カワチ薬品	100	3,030.00	303,000
エービーシー・マート	400	2,513.50	1,005,400
ハードオフコーポレーション	100	2,101.00	210,100
アスクル	200	1,416.00	283,200
ゲオホールディングス	100	1,912.00	191,200
アンドエスティHD	100	2,901.00	290,100
くら寿司	100	3,320.00	332,000
パルグループホールディングス	400	1,703.00	681,200
エディオン	400	2,133.00	853,200
サーラコーポレーション	200	1,080.00	216,000
フジオフードグループ本社	100	1,099.00	109,900
ハニーズホールディングス	100	1,497.00	149,700
アルペン	100	2,244.00	224,400
クオールホールディングス	100	2,088.00	208,800
ジンスホールディングス	100	5,100.00	510,000
ビックカメラ	500	1,764.00	882,000
DCMホールディングス	500	1,630.00	815,000
ペッパーフードサービス	400	174.00	69,600
MonotaRO	1,300	2,265.50	2,945,150
J.フロントリテイリング	1,000	2,296.00	2,296,000
ドトール・日レスホールディングス	200	2,722.00	544,400
マツキヨココカラ&カンパニー	1,600	2,627.00	4,203,200
ブロンコビリー	100	3,915.00	391,500
ZOZO	1,400	1,275.50	1,785,700
トレジャー・ファクトリー	100	1,794.00	179,400
物語コーポレーション	200	4,330.00	866,000
三越伊勢丹ホールディングス	1,400	2,560.00	3,584,000
クリエイイトSDホールディングス	100	3,285.00	328,500
シュッピン	100	1,193.00	119,300
オイシックス・ラ・大地	100	1,535.00	153,500
ネクステージ	200	3,550.00	710,000
ジョイフル本田	300	2,145.00	643,500
ホットランドホールディングス	100	1,975.00	197,500
すかいらーくホールディングス	1,200	3,346.00	4,015,200
SFPホールディングス	100	2,247.00	224,700
綿半ホールディングス	100	1,481.00	148,100

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	300	915.00	274,500
あさひ	100	1,317.00	131,700
コスモス薬品	200	6,901.00	1,380,200
セブン&アイ・ホールディングス	10,000	2,251.50	22,515,000
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	1,400	783.00	1,096,200
ツルハホールディングス	1,500	2,600.00	3,900,000
サンマルクホールディングス	100	2,778.00	277,800
トリドールホールディングス	300	4,311.00	1,293,300
TOKYO BASE	100	468.00	46,800
JMホールディングス	200	1,657.00	331,400
アレンザホールディングス	100	1,186.00	118,600
パロックジャパンリミテッド	100	790.00	79,000
クスリのアオキホールディングス	200	4,771.00	954,200
FOOD & LIFE COMPANIES	500	8,505.00	4,252,500
ブルーゾーンホールディングス	100	8,709.00	870,900
メディカルシステムネットワーク	100	518.00	51,800
ノジマ	900	1,234.00	1,110,600
カッパ・クリエイト	100	1,570.00	157,000
良品計画	2,000	3,234.00	6,468,000
アドヴァングループ	100	974.00	97,400
G-7ホールディングス	100	1,469.00	146,900
イオン北海道	300	924.00	277,200
コジマ	100	1,260.00	126,000
コーナン商事	100	3,925.00	392,500
ワタミ	100	967.00	96,700
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	9,300	904.50	8,411,850
西松屋チェーン	200	2,101.00	420,200
ゼンショーホールディングス	500	8,727.00	4,363,500
幸楽苑	100	1,188.00	118,800
サイゼリヤ	100	6,310.00	631,000
VTホールディングス	300	548.00	164,400
ユナイテッドアローズ	100	2,402.00	240,200
ハイデイ日高	100	3,290.00	329,000
コロワイド	500	1,785.00	892,500
壱番屋	400	917.00	366,800

スギホールディングス	500	3,880.00	1,940,000	
薬王堂ホールディングス	100	2,091.00	209,100	
スクロール	100	1,369.00	136,900	
ヨンドシーホールディングス	100	1,879.00	187,900	
木曽路	100	2,543.00	254,300	
S R Sホールディングス	100	1,252.00	125,200	
千趣会	200	207.00	41,400	
リテールパートナーズ	100	1,307.00	130,700	
上新電機	100	2,730.00	273,000	
日本瓦斯	400	3,002.00	1,200,800	
ロイヤルホールディングス	400	1,358.00	543,200	
チヨダ	100	1,122.00	112,200	
ライフコーポレーション	200	2,457.00	491,400	
リンガーハット	100	2,251.00	225,100	
Mr Max HD	100	805.00	80,500	
A O K Iホールディングス	200	1,890.00	378,000	
オークワ	100	862.00	86,200	
コメリ	100	3,515.00	351,500	
青山商事	200	2,654.00	530,800	
しまむら	200	10,480.00	2,096,000	
高島屋	1,300	1,929.00	2,507,700	
松屋	200	1,828.00	365,600	
エイチ・ツー・オー リテイリング	400	2,140.00	856,000	
丸井グループ	500	3,194.00	1,597,000	
アクシアル リテイリング	200	1,156.00	231,200	
イオン	10,700	2,233.50	23,898,450	
イズミ	200	3,045.00	609,000	
平和堂	100	2,898.00	289,800	
フジ	100	2,066.00	206,600	
ゼビオホールディングス	100	1,103.00	110,300	
ケーズホールディングス	600	1,621.50	972,900	
Genky DrugStores	100	4,365.00	436,500	
ブックオフグループホールディングス	100	1,654.00	165,400	
ギフトホールディングス	100	3,720.00	372,000	
アインホールディングス	100	6,427.00	642,700	
Genki Global Dining	100	3,220.00	322,000	
ヤマダホールディングス	2,800	534.40	1,496,320	

アークランズ	300	1,875.00	562,500
ニトリホールディングス	1,500	2,615.00	3,922,500
グルメ杵屋	100	1,012.00	101,200
ケーユーホールディングス	100	1,303.00	130,300
吉野家ホールディングス	400	3,045.00	1,218,000
サガミホールディングス	100	1,918.00	191,800
王将フードサービス	200	3,235.00	647,000
ミニストップ	100	2,147.00	214,700
アークス	200	3,425.00	685,000
バローホールディングス	200	3,375.00	675,000
大庄	100	1,195.00	119,500
ファーストリテイリング	600	64,010.00	38,406,000
サンドラッグ	300	4,208.00	1,262,400
サックスパー ホールディングス	100	824.00	82,400
ベルーナ	200	999.00	199,800
robot home	200	171.00	34,200
大東建託	1,500	3,056.00	4,584,000
いちご	700	444.00	310,800
日本駐車場開発	1,100	280.00	308,000
スター・マイカ・ホールディングス	100	1,559.00	155,900
ヒューリック	2,500	1,834.00	4,585,000
野村不動産ホールディングス	2,600	1,043.50	2,713,100
三重交通グループホールディングス	200	556.00	111,200
ディア・ライフ	100	1,173.00	117,300
地主	100	3,300.00	330,000
J P M C	100	1,290.00	129,000
フージャースホールディングス	100	1,344.00	134,400
オープンハウスグループ	300	9,329.00	2,798,700
東急不動産ホールディングス	2,300	1,501.00	3,452,300
飯田グループホールディングス	800	2,611.00	2,088,800
A n d D oホールディングス	100	1,097.00	109,700
グッドコムアセット	100	1,309.00	130,900
霞ヶ関キャピタル	100	8,140.00	814,000
パーク24	700	2,275.00	1,592,500
三井不動産	12,500	1,887.50	23,593,750
三菱地所	5,100	4,095.00	20,884,500
平和不動産	200	2,261.00	452,200

東京建物	900	3,775.00	3,397,500
京阪神ビルディング	100	2,004.00	200,400
住友不動産	2,400	4,302.00	10,324,800
テーオーシー	200	901.00	180,200
レオパレス21	700	689.00	482,300
スターツコーポレーション	200	4,935.00	987,000
フジ住宅	100	827.00	82,700
空港施設	100	1,071.00	107,100
明和地所	100	1,187.00	118,700
ゴールドクレスト	100	3,405.00	340,500
日神グループホールディングス	100	808.00	80,800
エスコン	300	1,233.00	369,900
MIRARTHホールディングス	400	400.00	160,000
ランド	5,300	10.00	53,000
カチタス	200	3,275.00	655,000
トーセイ	200	1,804.00	360,800
サンフロンティア不動産	100	2,540.00	254,000
FJネクストホールディングス	100	1,536.00	153,600
グランディハウス	100	648.00	64,800
日本空港ビルデング	300	4,787.00	1,436,100
LIFULL	200	185.00	37,000
ジェイエイシーリクルートメント	400	1,058.00	423,200
日本M&Aセンターホールディングス	1,300	747.60	971,880
UTグループ	1,500	215.00	322,500
E・Jホールディングス	100	1,778.00	177,800
オープンアップグループ	300	1,915.00	574,500
コシダカホールディングス	300	1,168.00	350,400
パソナグループ	100	2,094.00	209,400
リンクアンドモチベーション	200	538.00	107,600
エス・エム・エス	300	1,409.00	422,700
パーソルホールディングス	8,200	289.00	2,369,800
クックパッド	200	153.00	30,600
ALSO K	1,500	1,244.50	1,866,750
カカクコム	600	2,311.50	1,386,900
ルネサンス	100	1,125.00	112,500
ディップ	100	2,160.00	216,000
デジタルホールディングス	100	2,015.00	201,500

新日本科学	100	1,662.00	166,200
エムスリー	1,800	2,128.50	3,831,300
博報堂D Yホールディングス	1,000	1,193.00	1,193,000
ぐるなび	100	174.00	17,400
タカミヤ	100	460.00	46,000
ファンコミュニケーションズ	100	511.00	51,100
エスプール	200	263.00	52,600
アドウェイズ	100	264.00	26,400
バリューコマース	100	671.00	67,100
インフォマート	900	443.00	398,700
J Pホールディングス	200	725.00	145,000
プレステージ・インターナショナル	400	748.00	299,200
アミューズ	100	2,118.00	211,800
クイック	300	939.00	281,700
電通グループ	900	3,108.00	2,797,200
テイクアンドギヴ・ニーズ	100	817.00	81,700
シーティーエス	100	1,084.00	108,400
H . U . グループホールディングス	300	3,435.00	1,030,500
アルプス技研	100	2,731.00	273,100
サニックスホールディングス	200	226.00	45,200
日本空調サービス	100	1,387.00	138,700
オリエンタルランド	5,200	2,873.50	14,942,200
ダスキン	200	4,329.00	865,800
明光ネットワークジャパン	100	735.00	73,500
ファルコホールディングス	100	2,763.00	276,300
ラウンドワン	800	1,139.50	911,600
リゾートトラスト	800	1,982.00	1,585,600
ビー・エム・エル	100	3,885.00	388,500
リソー教育グループ	500	215.00	107,500
早稲田アカデミー	100	2,268.00	226,800
ユー・エス・エス	1,800	1,748.50	3,147,300
サイバーエージェント	1,800	1,418.00	2,552,400
楽天グループ	7,000	1,009.00	7,063,000
クリーク・アンド・リバー社	100	1,549.00	154,900
S B I グローバルアセットマネジメント	100	652.00	65,200
テー・オー・ダブリュー	200	392.00	78,400
山田コンサルティンググループ	100	1,830.00	183,000

フルキャストホールディングス	100	1,720.00	172,000
エン	100	1,539.00	153,900
アイ・アールジャパンホールディングス	100	824.00	82,400
K e e P e r 技研	100	3,345.00	334,500
G u n o s y	100	559.00	55,900
ジャパンマテリアル	300	1,542.00	462,600
ベクトル	100	1,580.00	158,000
チャーム・ケア・コーポレーション	100	1,344.00	134,400
I B J	100	785.00	78,500
アサンテ	100	1,624.00	162,400
バリューHR	100	1,483.00	148,300
M & Aキャピタルパートナーズ	100	3,490.00	349,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	100	1,023.00	102,300
シグマクシス・ホールディングス	200	886.00	177,200
ウィルグループ	100	1,212.00	121,200
リクルートホールディングス	6,500	9,240.00	60,060,000
エラン	100	703.00	70,300
日本郵政	7,900	1,892.50	14,950,750
ベルシステム24ホールディングス	100	1,455.00	145,500
鎌倉新書	100	628.00	62,800
エアトリ	100	773.00	77,300
アトラエ	100	712.00	71,200
ソラスト	200	867.00	173,400
インソース	200	852.00	170,400
ベイカレント	700	7,203.00	5,042,100
アイモバイル	100	514.00	51,400
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	800	1,720.00	1,376,000
ミダックホールディングス	100	2,028.00	202,800
キュービーネットホールディングス	100	1,425.00	142,500
オープングループ	100	307.00	30,700
マネジメントソリューションズ	100	1,400.00	140,000
アンビスホールディングス	200	501.00	100,200
カーブスホールディングス	200	780.00	156,000
ダイレクトマーケティングミックス	100	312.00	31,200
L I T A L I C O	100	1,314.00	131,400
リログループ	500	1,794.00	897,000

東祥	100	793.00	79,300	
TREホールディングス	300	1,727.00	518,100	
NISSOホールディングス	100	721.00	72,100	
大栄環境	200	4,180.00	836,000	
日本管財ホールディングス	100	2,825.00	282,500	
クオンツ総研ホールディングス	100	1,233.00	123,300	
エイチ・アイ・エス	300	1,339.00	401,700	
共立メンテナンス	300	2,982.00	894,600	
イチネンホールディングス	100	2,132.00	213,200	
スペース	100	1,656.00	165,600	
燦ホールディングス	100	1,523.00	152,300	
東京都競馬	100	5,710.00	571,000	
カナモト	100	4,020.00	402,000	
ニシオホールディングス	100	4,725.00	472,500	
トランス・コスモス	100	3,905.00	390,500	
乃村工藝社	400	1,402.00	560,800	
KNT-CTホールディングス	100	1,763.00	176,300	
トーカイ	100	2,558.00	255,800	
セコム	1,600	5,793.00	9,268,800	
セントラル警備保障	100	3,010.00	301,000	
丹青社	100	1,664.00	166,400	
メイテックグループホールディングス	300	3,699.00	1,109,700	
応用地質	100	3,025.00	302,500	
船井総研ホールディングス	400	1,182.00	472,800	
ナック	100	544.00	54,400	
ダイセキ	200	3,435.00	687,000	
合計	1,499,400		3,728,880,280	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年 1月30日現在)

資産総額	3,695,279,872円
負債総額	35,431,084円
純資産総額(-)	3,659,848,788円
発行済口数	1,294,035口
100口当たり純資産額(/)	282,825円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年1月30日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

5. プロダクトガバナンス会議

原則として年4回開催し、当社の金融商品の商品性検証等を踏まえた対応やプロダクトガバナンス体制にかかる事項について報告・審議を行います。

6. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

運用の流れ

1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2026年1月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	260本	3,549,714百万円
公社債投資信託	51本	206,096百万円
合計	311本	3,755,810百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）、並びに同規則第282条第1項及び第306条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	18,932,059		16,704,152	
分別金信託		100,000		100,000	
有価証券		-		2,988	
前払費用		486,689		514,878	
未収委託者報酬		1,872,842		1,736,116	
未収運用受託報酬	1	2,465,487		1,854,222	
未収投資助言報酬	1	778,017		708,929	
その他		76,272		440,127	
流動資産計		24,711,369		22,061,414	
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	563,553		557,557	
器具備品	2	226,917		234,572	
無形固定資産					
商標権		2,534		1,864	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産					
投資有価証券		705,848		879,276	
長期差入保証金		367,019		361,748	
長期前払費用		7,346		10,524	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		423,264		443,869	
固定資産計		2,305,579		2,498,508	
資産合計		27,016,949		24,559,922	

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			954,088		745,435
未払金			1,425,701		1,337,144
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		344,712		376,862	
未払運用委託料		1,068,239		947,419	
その他未払金		9,603		9,716	
未払費用			271,162		296,313
未払法人税等			1,627,180		613,191
未払消費税等			152,836		139,479
賞与引当金			441,655		458,842
流動負債計			4,872,626		3,590,408
固定負債					
退職給付引当金			321,281		325,011
役員退任慰労引当金			28,500		23,200
固定負債計			349,781		348,211
負債合計			5,222,407		3,938,619
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		366,600		366,600	
その他利益剰余金		19,844,054		18,711,133	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		11,305,932		10,173,012	
利益剰余金計			20,210,654		19,077,733
株主資本計			21,677,054		20,544,133
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			117,488		77,169
評価・換算差額等計			117,488		77,169
純資産合計			21,794,542		20,621,303
負債純資産合計			27,016,949		24,559,922

（ 2 ） 【 損益計算書 】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			7,930,871		7,415,109
運用受託報酬			8,360,110		7,089,765
投資助言報酬			8,342,763		6,188,291
その他営業収益			-		10
営業収益計	1		24,633,744		20,693,175
営業費用					
支払手数料			1,347,902		1,380,532
広告宣伝費			86,891		103,122
調査費			1,394,550		1,608,111
調査費		1,340,904		1,563,042	
委託調査費		50,178		42,689	
図書費		3,467		2,378	
委託計算費			426,485		421,735
外部運用委託料			3,886,146		3,383,973
営業雑経費			202,297		217,346
通信費		63,931		77,575	
印刷費		73,495		82,139	
協会費		18,309		17,422	
諸会費		2,156		2,147	
その他営業雑経費		44,404		38,061	
営業費用計			7,344,273		7,114,821
一般管理費					
給料			2,854,618		3,052,483
役員報酬		104,382		108,399	
役員賞与		275		-	
給料・手当		1,861,664		2,097,110	
賞与		436,683		376,031	
賞与引当金繰入額		441,912		458,842	
役員退任慰労引当金繰入額		9,700		12,100	
福利厚生費			361,825		396,902
交際費			12,822		14,527
旅費交通費			87,097		107,730
租税公課			202,480		168,643
不動産賃借料			431,035		440,141
役員退任慰労金			-		1,200
退職給付費用			113,823		119,350
固定資産減価償却費			103,935		117,965
業務委託費			677,733		812,212
諸経費			417,134		437,082
一般管理費計			5,262,506		5,668,239
営業利益			12,026,964		7,910,114

		前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			66,806		58,724
有価証券利息			433		-
受取利息			105		6,401
投資有価証券売却益			164		-
投資有価証券償還益			-		86
その他			1,572		2,379
営業外収益計			69,082		67,591
営業外費用					
支払利息			-		790
投資有価証券償還損			-		5,821
その他			312		1,761
営業外費用計			312		8,374
經常利益			12,095,733		7,969,332
特別損失					
固定資産除却損	2		737		532
有価証券評価損			17,814		-
特別損失計			18,551		532
税引前当期純利益			12,077,181		7,968,799
法人税、住民税及び事業税			3,612,954		2,385,816
法人税等調整額			63,989		4,287
法人税等合計			3,676,944		2,381,529
当期純利益			8,400,237		5,587,270

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当期変動額						
剰余金の配当				7,221,408	7,221,408	7,221,408
当期純利益				8,400,237	8,400,237	8,400,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計				1,178,829	1,178,829	1,178,829
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当期変動額			
剰余金の配当			7,221,408
当期純利益			8,400,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,151	55,151	55,151
当期変動額合計	55,151	55,151	1,233,980
当期末残高	117,488	117,488	21,794,542

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054
当期変動額						
剰余金の配当				6,720,190	6,720,190	6,720,190
当期純利益				5,587,270	5,587,270	5,587,270
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計				1,132,920	1,132,920	1,132,920
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,173,012	19,077,733	20,544,133

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	117,488	117,488	21,794,542
当期変動額			
剰余金の配当			6,720,190
当期純利益			5,587,270
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	40,318	40,318	40,318
当期変動額合計	40,318	40,318	1,173,238
当期末残高	77,169	77,169	20,621,303

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 18,671,963千円 未収運用受託報酬 1,593,256千円 未収投資助言報酬 609,237千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 18,579千円 器具備品 204,430千円</p> <hr/> <p>合計 223,009千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 16,419,140千円 未収運用受託報酬 801,153千円 未収投資助言報酬 525,024千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 35,150千円 器具備品 238,216千円</p> <hr/> <p>合計 273,367千円</p>

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>営業収益 12,563,442千円</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 737千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>営業収益 8,801,341千円</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 532千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	-	-	29,328
A種優先株式（株）	1	-	-	1
B種優先株式（株）	1	-	-	1
合計（株）	29,330	-	-	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （千円）	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （千円）	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	利益剰余金	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	利益剰余金	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	-	-	29,328
A種優先株式（株）	1	-	-	1
B種優先株式（株）	1	-	-	1
合計（株）	29,330	-	-	29,330

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（千円）	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （千円）	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	A種優先株式	3,744,811	利益剰余金	3,744,811	2025年3月31日	2025年7月1日
	B種優先株式	725,004	利益剰余金	725,004	2025年3月31日	2025年7月1日

(リース取引関係)

前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	704,161	704,161	-
資産計	704,161	704,161	-

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	880,577	880,577	-
資産計	880,577	880,577	-

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

3．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	-	880,577	-	880,577
資産計	-	880,577	-	880,577

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,932,059	-	-	-
未収委託者報酬	1,872,842	-	-	-
未収運用受託報酬	2,465,487	-	-	-
未収投資助言報酬	778,017	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	-	-	140,214	-
合計	24,048,407	-	140,214	-

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,704,152	-	-	-
未収委託者報酬	1,736,116	-	-	-
未収運用受託報酬	1,854,222	-	-	-
未収投資助言報酬	708,929	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	2,988	30,675	119,570	20,051
合計	21,006,408	30,675	119,570	20,051

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	587,603	400,805	186,798
	小計	587,603	400,805	186,798
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	116,557	134,016	17,458
	小計	116,557	134,016	17,458
合計		704,161	534,821	169,339

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	550,136	416,805	133,331
	小計	550,136	416,805	133,331
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	330,441	351,068	20,626
	小計	330,441	351,068	20,626
合計		880,577	767,873	112,704

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,164	164	-
合計	10,164	164	-

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	284,250	321,281
退職給付費用	50,391	49,445
退職給付の支払額	13,360	45,715
退職給付引当金の期末残高	321,281	325,011

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	321,281	325,011
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321,281	325,011
退職給付引当金	321,281	325,011
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321,281	325,011

(3) 退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	50,391	49,445

(税効果会計関係)

(単位 : 千円)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 129,397	ソフトウェア償却超過額 173,635
敷金償却否認 1,714	敷金償却否認 3,426
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,667
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,436
繰延資産償却超過額 5,300	繰延資産償却超過額 7,882
賞与引当金 135,235	賞与引当金 140,497
役員退任慰労引当金 8,726	役員退任慰労引当金 7,312
退職給付引当金 98,376	退職給付引当金 102,242
投資有価証券減損 5,454	投資有価証券減損 -
その他有価証券評価差額金 5,345	その他有価証券評価差額金 6,491
未払事業税 83,444	未払事業税 36,758
その他 3,479	その他 3,544
繰延税金資産小計 480,462	繰延税金資産小計 485,895
評価性引当額 -	評価性引当額 -
繰延税金資産合計 480,462	繰延税金資産合計 485,895
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 57,197	その他有価証券評価差額金 42,025
繰延税金負債合計 57,197	繰延税金負債合計 42,025
繰延税金資産の純額 423,264	繰延税金資産の純額 443,869
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適 用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実 効税率の100分の5以下であるため注記を省略し ております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適 用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実 効税率の100分の5以下であるため注記を省略し ております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

（収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
21,763,842	2,869,902	24,633,744

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	13,144,143	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,259,461	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
17,087,895	3,605,280	20,693,175

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	9,253,165	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	2,954,790	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,768,075	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	4,374,116	未収投資一任報酬	1,593,256
							投資助言報酬の受取(注1)	8,189,326	未収投資助言報酬	609,237

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,817,427	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	2,780,236	未収投資一任報酬	801,153
							投資助言報酬の受取(注1)	6,021,105	未収投資助言報酬	525,024

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	農林中金バリューストメンツ株式会社	東京都千代田区	444	金融業	-	当社投資信託の外部運用委託	外部運用委託	786,741	未払運用委託料	311,277

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	347,655円80銭	346,281円04銭
1株当たり当期純利益金額	- 銭	- 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	21,794,542	20,621,303
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	11,598,492	10,465,572
(うちA種優先株式優先配当額・B種優先株式優先配当額)	(8,400,237)	(5,587,270)
(うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額)	(3,198,255)	(4,878,302)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	10,196,049	10,155,730
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	29,328	29,328

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額(千円)	8,400,237	5,587,270
普通株主に帰属しない金額(千円)	8,400,237	5,587,270
(うちA種優先株式優先配当額・B種優先株式優先配当額)	(8,400,237)	(5,587,270)
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	29,328	29,328

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第33期中間会計期間 (2025年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		11,109,659
分別金信託		100,000
立替金		472,600
前払費用		493,839
未収委託者報酬		1,744,450
未収運用受託報酬		2,812,608
未収投資助言報酬		3,618,089
未収収益		2,580
その他		76,132
流動資産計		20,429,960
固定資産		
有形固定資産	1	760,777
建物		556,851
器具備品		203,925
無形固定資産		3,923
投資その他の資産		1,893,349
投資有価証券		1,055,650
長期差入保証金		359,035
長期前払費用		7,956
会員権		6,700
繰延税金資産		464,007
固定資産計		2,658,050
資産合計		23,088,010

		第33期中間会計期間 (2025年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		216,179
未払金		386,225
未払運用委託料		1,028,329
未払費用		309,862
未払法人税等		1,294,223
未払消費税等		155,121
賞与引当金		464,446
流動負債計		3,854,388
固定負債		
退職給付引当金		312,854
役員退任慰労引当金		32,600
固定負債計		345,454
負債合計		4,199,842
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,466,400
利益剰余金		
利益準備金		366,600
その他利益剰余金		16,904,110
別途積立金		8,538,121
繰越利益剰余金		8,365,988
利益剰余金計		17,270,710
株主資本計		18,737,110
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		151,058
評価・換算差額等計		151,058
純資産合計		18,888,168
負債純資産合計		23,088,010

(2) 中間損益計算書

		第33期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,440,473
運用受託報酬		3,994,462
投資助言報酬		2,832,783
営業収益計		10,267,720
営業費用		
外部運用委託料		1,552,610
支払手数料		707,853
その他		1,187,886
営業費用計		3,448,350
一般管理費	1	3,018,607
営業利益		3,800,761
営業外収益	2	37,108
営業外費用	3	2,150
経常利益		3,835,720
特別損失	4	0
税引前中間純利益		3,835,720
法人税、住民税及び事業税		1,227,061
法人税等調整額		54,132
法人税等合計		1,172,928
中間純利益		2,662,792

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,173,012	19,077,733	20,544,133
当中間期変動額						
剰余金の配当				4,469,816	4,469,816	4,469,816
中間純利益				2,662,792	2,662,792	2,662,792
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計				1,807,023	1,807,023	1,807,023
当中間期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	8,365,988	17,270,710	18,737,110

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	77,169	77,169	20,621,303
当中間期変動額			
剰余金の配当			4,469,816
中間純利益			2,662,792
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	73,889	73,889	73,889
当中間期変動額合計	73,889	73,889	1,733,134
当中間期末残高	151,058	151,058	18,888,168

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第33期中間会計期間 (2025年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	285,992千円

（中間損益計算書関係）

第33期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	52,919千円
無形固定資産	335千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	20,013千円
受取利息	15,373千円
3 営業外費用の主要項目	
投資有価証券償還損	1,158千円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	0千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	-	-	29,328
A種優先株式（株）	1	-	-	1
B種優先株式（株）	1	-	-	1
合計（株）	29,330	-	-	29,330

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（千円）	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	A種優先株式	3,744,811	3,744,811	2025年3月31日	2025年7月1日
	B種優先株式	725,004	725,004	2025年3月31日	2025年7月1日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2025年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	1,053,963	1,053,963	-
資産計	1,053,963	1,053,963	-

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2025年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	-	1,053,963	-	1,053,963
資産計	-	1,053,963	-	1,053,963

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

当中間会計期間（2025年9月30日）

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が	その他	934,895	701,155	233,739
取得原価を超えるもの	小計	934,895	701,155	233,739
中間貸借対照表計上額が	その他	119,068	132,220	13,151
取得原価を超えないもの	小計	119,068	132,220	13,151
合計		1,053,963	833,375	220,587

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

（デリバティブ取引関係）

第33期中間会計期間（2025年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第33期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

（収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第33期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	ルクセンブルク	合計
8,047,538	2,216,261	3,920	10,267,720

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	3,778,387	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	1,865,502	投資運用業
農中信託銀行株式会社	1,016,331	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	809,249	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第33期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第33期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第33期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期中間会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	348,800円46銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	18,888,168
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,658,548
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額)(千円)	(2,662,792)
(うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額)(千円)	(5,995,756)
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	10,229,619
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	29,328

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	- 銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	2,662,792
普通株主に帰属しない金額(千円)	2,662,792
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額)(千円)	(2,662,792)
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	29,328

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（2025年3月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（2025年3月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	62,149百万円	
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円	
JPモルガン証券株式会社	73,272百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円 (2024年12月末日現在)	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円 (2024年12月末日現在)	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765百万円 (2024年12月末日現在)	
BofA証券株式会社	83,140百万円 (2024年12月末日現在)	
バークレイズ証券株式会社	38,945百万円 (2024年12月末日現在)	

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(2) 販売会社

当証券投資信託の販売会社として、募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等に関する事務等を行います。

3【資本関係】
ありません。

第3【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
有価証券報告書	2025年10月15日	関東財務局
有価証券届出書	2025年10月15日	

独立監査人の監査報告書

2025年6月17日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐久間 啓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀 敦 哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月3日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financialsの2025年7月16日から2026年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financialsの2026年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月12日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 堀 敦 哉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。